

自家用有償旅客運送制度の改正について

近畿運輸局 自動車交通部
(旅客第一課・旅客第二課)
令和4年12月14日

	運送主体	ドライバー	車両	対価
旅客自動車 運送事業 (許可)	バス・タクシー 事業者	2種免許 運行管理者の選任 乗務管理・健康管理	事業用自動車(緑) 整備管理者の選任 車検1年毎	適正原価・ 適正利潤の 範囲
自家用有償 旅客運送 (登録)	市町村、 非営利団体等	1種免許＋講習 責任者の選任 点呼	自家用自動車(白) 責任者の選任 車検2年毎	実費の範囲内 (下記費用のほか、 人件費・事務所経費等を 含む)
許可・登録不要	団体、 個人	1種免許	自家用自動車(白) 車検2年毎	ガソリン代・道路通行料・ 駐車場料金の範囲内 ＋任意の謝礼 (通達「道路運送法における 許可又は登録を要しない運 送の態様について」)

（自家用有償旅客運送に関する最近の制度改革）

H30.3.30 検討プロセスガイドライン策定

R2.11.27 道路運送法等の改正

- ・事業者協力型自家用有償旅客運送制度創設
- ・観光客を対象とすることの明確化 など

R2.12 地域交通の把握に関するマニュアル公表

R4.9.30 道路運送法施行規則等の改正

- ・【特定事務所】定期的な講習受講義務新設
- ・【特定事務所】の業務新設
- ・【特定事務所】での確認方法改正（アルコール検知器使用等）
- ・福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化
- ・登録可能な団体の追加（労働者協同組合）

1. 自家用有償旅客運送の制度（基本的なルール）
2. 令和2年度の改正：主に制度（基本的なルール）
3. 自家用有償旅客運送の遵守事項（日々実施すること）
4. 令和4年度の改正：主に遵守事項（日々実施すること）

遵守事項の再確認

1. 自家用有償旅客運送の制度（基本的なルール）

2. 令和2年度の改正：主に制度（基本的なルール）

3. 自家用有償旅客運送の遵守事項（日々実施すること）

4. 令和4年度の改正：主に遵守事項（日々実施すること）

遵守事項の再確認

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

概要

□ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域における必要な輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送できることとする制度。

種別

住民等のための「自家用有償旅客運送」 （交通空白地有償運送）

実施団体数：635団体
※全国1,741市区町村の内557で実施
（※令和3年3月31日時点）

R2改正①種別の見直し



身体障害者等のための「自家用有償旅客運送」 （福祉有償運送）

実施団体数：2,502団体
（※令和3年3月31日時点）

R2改正①種別の見直し



※平成27年4月より、事務権限（登録、指導・監督）の市町村長等への移譲（手上げ方式）を開始。
平成31年4月1日現在、事務・権限の移譲先として19自治体（8県、11市区町村）を指定済み。

登録要件

① バス、タクシーによることが困難、かつ、

R2改正②「合意」→「協議が調う」

② 地域における必要な輸送であることについて、地域の関係者（※）の協議が調う

※地方運輸局又は運輸支局、地域住民、NPO等、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、運転者の組織する労働組合

③ 必要な安全体制の確保

有効期間

2年（重大事故を起こしていない場合等は3年）※事業者協力型は5年 R2改正③事業者協力型の創設

指導・監督

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。

登録等

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録等

運転者

- ・ 2種運転免許保有
又は
 - ・ 1種運転免許保有 + 自家用有償旅客運送の種別に応じた大臣認定講習の受講
- R2改正④運転者講習の合理化

自動車

- ・ 使用権原
 - ・ 自動車両側面の表示、車内の掲示
 - ・ 自動車の運行により生じた旅客等の生命、身体又は財産の損害賠償措置
- 福祉有償運送**
- ・ 乗車定員11人未満の自動車であって、以下に掲げる自動車であること
寝台車、車いす車、兼用車、回転シート車、セダン等

旅客の範囲

交通空白地有償運送

- ・ 地域住民
- ・ 観光旅客その他の当該地域を来訪する者

R2改正⑤観光客の明確化

福祉有償運送

- ※以下に掲げる者のうち、他人の介助によらず移動することが困難で、単独では公共交通機関を利用することが困難な者及びその付添人
- ・ 身体障害者、精神障害者、知的障害者、要介護者、要支援者、基本チェックリスト該当者、肢体不自由その他の障害を有する者
- R2改正⑥区分の明確化

運送の対価

- ・ 実費の範囲内であると認められること
- ・ 合理的な方法により定められ、かつ、旅客にとって明確であること
- ・ 営利目的とは認められない妥当な範囲内であり、かつ、協議が調っていること

R2改正⑦取扱いの明確化

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

□ 自家用有償旅客運送は以下の団体が主体となって実施することが可能。

（自家用有償旅客運送の登録を受けることが可能な団体）

（自家用有償旅客運送の種類）

- ・ 市町村
- ・ N P O 法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ （地方自治法に規定する）認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合 **R4改正⑤登録可能な団体の追加**
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

・ 交通空白地
有償運送

・ 福祉有償運送

登録等

実施主体

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録等

遵守事項

（１）運行管理体制の整備（運行管理の責任者の選任等）

（２）運行管理の責任者の講習受講【特定事務所】

R4改正①定期的な講習受講義務新設

（３）運行に関する計画の作成【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

（４）交替するための運転者の配置【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

（５）異常気象時等における措置【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

（６）安全な運転のための確認、指示、記録、保存

R4改正③特定事務所での確認方法改正
（アルコール検知器使用等）

（７）乗務記録、保存

（８）運転者台帳及び運転者証

（９）整備管理体制の整備（整備管理の責任者の選任等）

（１０）事故の対応に係る責任者の選任、事故の記録、保存

（１１）損害を賠償するための措置

（１２）事務所・車内の掲示、車両の表示等

（１３）旅客の名簿の作成（福祉有償運送のみ）

（１４）苦情処理の体制の整備、記録、保存

（１５）各種報告（事故報告、輸送実績報告書）

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録手続き

①地域における関係者の協議

R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化

②道路運送法に基づく登録

R2改正⑨申請書類の簡素化

R2改正⑩各種様式の変更

各手続きの流れ



【登録申請・届出提出先】

・当該地域を管轄する運輸支局等
（市町村又は都道府県に権限が移譲
されている場合は、当該市町村又は
都道府県）

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化

登録等

1. 自家用有償旅客運送の制度（基本的なルール）

2. 令和2年度の改正：主に制度（基本的なルール）

3. 自家用有償旅客運送の遵守事項（日々実施すること）

4. 令和4年度の改正：主に遵守事項（日々実施すること）

遵守事項の再確認

R2改正①自家用有償旅客運送の種別の見直し

R2改正②協議の方法に関する明確化

R2改正③事業者協力型自家用有償旅客運送制度の創設

R2改正④運転者講習の合理化

R2改正⑤観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化

R2改正⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化

R2改正⑦運送の対価の取扱いの明確化

R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

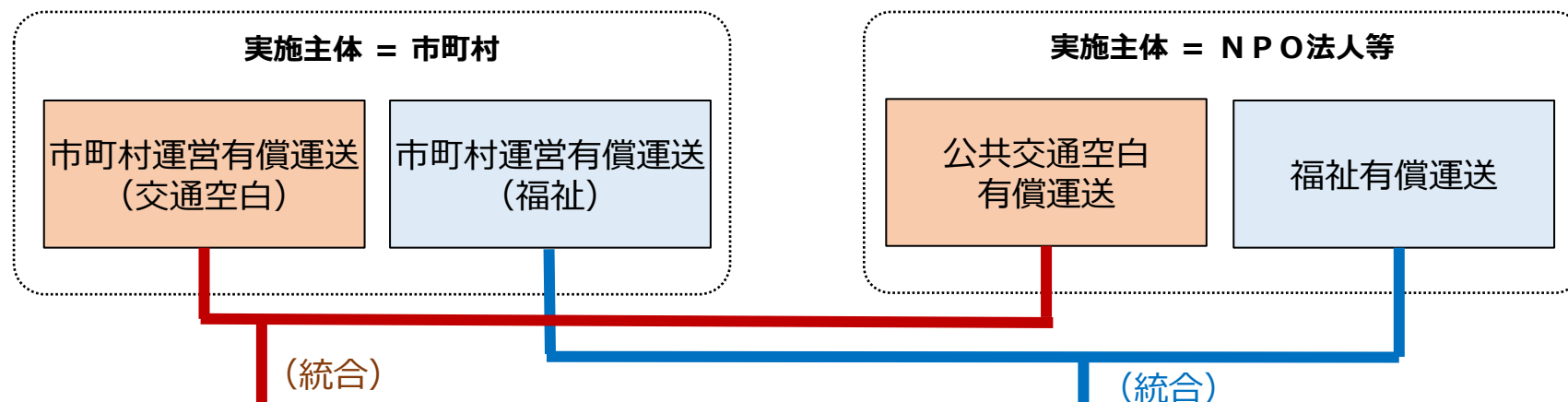
R2改正⑨申請書類の簡素化

R2改正⑩各種様式の変更

R2改正①自家用有償旅客運送の種別の見直し

・交通空白地における住民の輸送と福祉目的の輸送は、議論すべき内容が異なるため、実施主体ではなく、運送目的に応じて協議できるよう、運送目的に応じて種別を見直し。

(改正前)



(改正後)



- ・協議にかかる文言の改正等の見直しを行うとともに、地域において会議が組織されていない場合の取扱いを規定。

- ・ 文言の改正（道路運送法79条の4第5号）

（改正前）

「合意」



（改正後）

「協議が調う」

※全会一致が求められるとの誤認を回避する趣旨

- ・ 関係者による協議にかかる要件の見直し

（改正前）

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき



（改正後）

地域公共交通会議等で
協議が調っているとき

地域公共交通計画（※）において、
**自家用有償旅客運送を導入すること
が定められているとき**

（※）「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第5条に
規定する、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に
資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画

- ・ 地域において会議が組織されていない場合の取扱いの規定

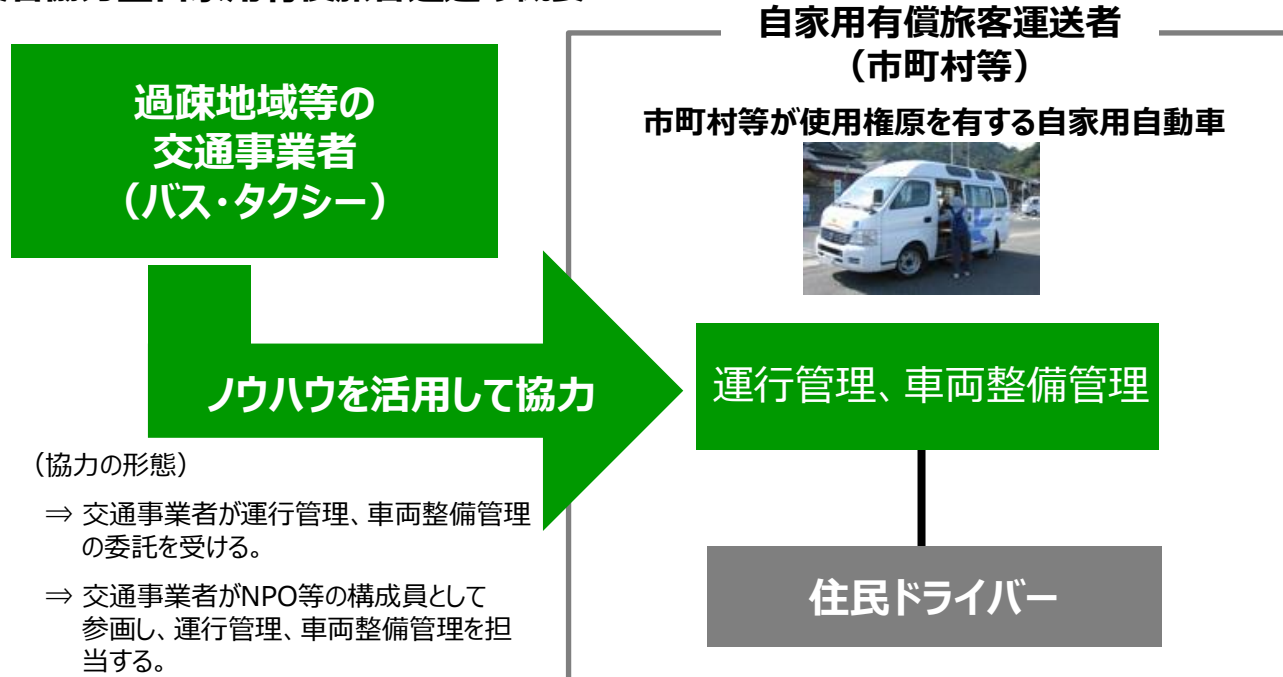
申請者は、以下の関係者に持ち回りで了解を得るなどの方法で協議を調えることにより地域公共交通会議等の協議に代えることが可能。

- ①関係地方公共団体の長 ②バス、タクシー事業者及びその組織する団体
- ③住民又は旅客（市町村において選定した代表者） ④バス、タクシーの運転者が組織する団体
- ⑤その他、当該市町村において協議を調える必要があると判断する者

過疎地等で市町村等が行う自家用有償旅客運送について、バス・タクシー事業者が運行管理、車両整備管理で協力する制度を創設

⇒運送の安全性を向上させつつ、実施を円滑化

○事業者協力型自家用有償旅客運送の概要



【期待される効果】

【利用者目線】

- ・安全、安心な交通サービスの提供

【主体目線】

- ・業務負担の軽減
- ・運行ノウハウの活用

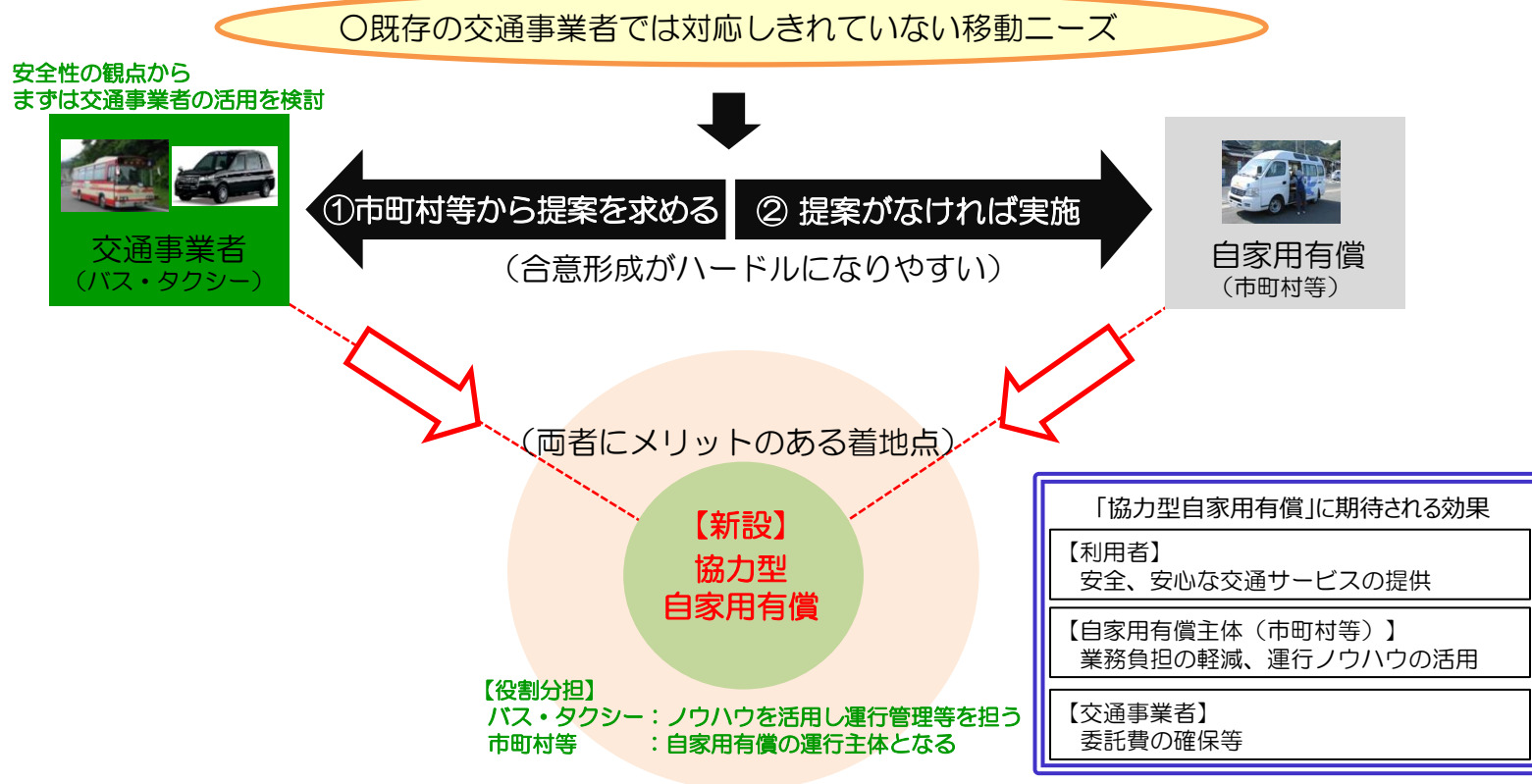
【交通事業者目線】

- ・委託費の確保 等

R2改正③交通事業者協力型自家用有償旅客運送制度の趣旨

課題

- 地域に、既存の交通事業者では対応しきれていない移動ニーズが明らかになった場合、
 - ・交通事業者（バス・タクシー）による移動手段の確保
 - ・市町村等による自家用有償旅客運送の実施
- の二者択一の選択肢についての協議となり、意見が対立し、合意形成がハードルになりやすい。



「協力型」の制度化により、両者にメリットのある着地点を提案し、合意形成を容易化

【制度のねらい】

(利用者)

- ・バス・タクシー事業者が、運行管理、車両整備管理に協力することで、より安心、安全なサービスを受けることが可能。

(運送主体)

- ・運行管理等に関する業務負担の軽減や運行ノウハウの活用を図ることが可能。

(バス・タクシー事業者)

- ・委託費の確保等による収入面での向上が期待。

【「協力」の方法】

- ・バス・タクシー事業者が協力する事項は、運行管理、車両整備管理。
- ・協力する事業者で運行管理者等に選任されている者が、運行管理の責任者、整備管理の責任者として選任され、業務を行う必要がある。

【手続きの円滑化】

- ・新規登録や、一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年（通常は2年又は3年）。
- ・運転免許証（写）など、一部の提出書類の省略が可能。

【事故時の責任関係】

- ・運行中に生じた事故等によって生じた第三者に対する損害賠償責任の内部的な負担割合を明確にするため、「事業者協力型自家用有償旅客運送における事故時の責任関係に係るガイドライン」を参照し、業務の受委託に際して、損害賠償責任の内部的な負担割合や、協力事業者の業務について明確化しておくことが望ましい。

R2改正④運転者講習の合理化

・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、講習の種類を見直すとともに、講習の合理化等を行う。

1. 自家用有償の種別の見直しに伴う改正

(改正前)

自家用有償旅客運送の
種別の見直しに併せて改正

(改正後)

○市町村運営有償運送運転者講習

(対象) ・市町村運営有償運送 (福祉除く) の運転者
・公共交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

(対象) ・市町村運営有償運送 (福祉) の運転者
・福祉有償運送の運転者

○交通空白地有償運送運転者講習

(対象) ・交通空白地有償運送の運転者

○福祉有償運送運転者講習

(対象) ・福祉有償運送の運転者

2. 複数種類の講習に共通する科目は、重複する受講が不要であることの明確化

- ・「交通空白地有償運送運転者講習 (市町村運営有償運送等運転者講習を含む。)」を修了した者は、「福祉有償運送運転者講習」等のうち、一部の講習科目を修了したものとみなす。
- ・「福祉有償運送運転者講習」等の修了証を交付された者は、「交通空白地有償運送等運転者講習」についても修了したものとみなす。

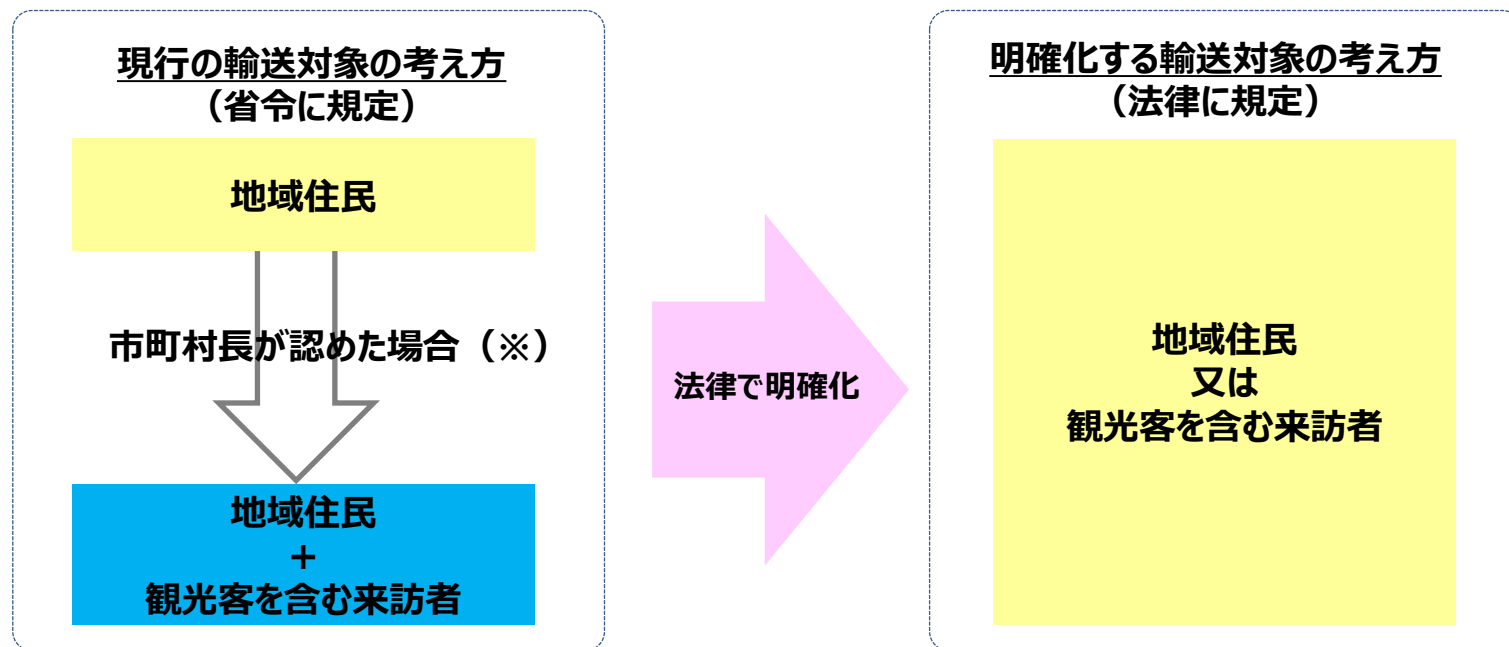
3. 出張講習、遠隔システムを活用した講習に係る取り扱いの規定

- ・出張講習の実施にあたっては、適当な指導を行うことが可能な場所を確保していると認められること。
- ・遠隔システムを活用した講習の実施にあたっては、受講者の受講状況を的確に把握し、かつ、演習を別途実施することが可能であると認められること。

4. 施行規則第51条の16第1項第2号に規定する同項第1号に掲げる要件に準ずるものとして国土交通大臣が認める要件に、協力事業者が行う指導監督を追加

R2改正⑤観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化

- 地域住民だけでなく観光客を含む来訪者も対象とすることを法律において明確化。



(※) 地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合

【期待される効果】

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、地域交通の持続性が高まる
- ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

R2改正⑥福祉有償運送の旅客の区分の明確化

・福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、「基本チェックリスト該当者」が対象となること等を省令において明確化

(改正前)

(改正後)

イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者

ロ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する精神障害者

ハ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する知的障害者

ニ. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者

ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ. 介護保険法施行規則**第四百四十条の六十二の四第二号**の厚生労働大臣が定める基準に該当する者（基本チェックリスト該当者）

ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

R2改正⑦運送の対価の取扱いの明確化

- ・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正を行うとともに、目安の取扱いを明確化する改正

1. 自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴う改正

(改正前)

自家用有償旅客運送の
種別の見直しに併せて改正

(改正後)

【自家用有償旅客運送（市町村が主体）】

○路線型

- ・乗合バス運賃を目安

○区域型

- ・タクシー運賃の1/2を目安

【自家用有償旅客運送（NPO等が主体）】

○区域型

- ・タクシー運賃の1/2を目安
- ・運営協議会で協議が調っていること

【自家用有償旅客運送（路線型）】

- ・乗合バス運賃を目安
- ・地域公共交通会議等の協議が調った額

【自家用有償旅客運送（区域型）】

- ・タクシー運賃の1/2を目安
- ・地域公共交通会議等の協議が調った額

2. 取扱いの明確化

- ・改正通達に「地域公共交通会議等において調った協議結果に基づき、1/2を超える運送の対価を設定することも可能である。」と規定。

R2改正⑧協議の場の取扱いの見直し

- ・自家用有償旅客運送の種別の見直しに伴い、種別に関わらず、当該運送の実施について、地域公共交通会議、運営協議会等において協議が可能に。

(改正前)

自家用有償旅客運送の
種別の見直しに併せて改正

(改正後)

地域公共交通会議

実施主体 = 市町村

市町村運営有償運送
(交通空白)

市町村運営有償運送
(福祉)

について協議

運営協議会

実施主体 = N P O 法人等

公共交通空白地
有償運送

福祉有償運送

について協議

地域公共交通会議・運営協議会 (地域の実態に応じて会議体を選択)

交通空白地有償運送

福祉有償運送

について協議

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条
に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

※「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条
に規定する「協議会」においても協議を行うことが可能

R2改正⑨申請書類の簡素化

- ・（改正通達）「交通空白地有償運送の登録に関する処理方針」及び「福祉有償運送の登録に関する処理方針」において、登録申請の添付書類は以下のように規定

新規登録申請の添付書類	更新登録申請の取扱い	事業者協力型の登録申請の取扱い
定款・登記簿謄本・役員名簿	省略可（変更が無い場合）	
路線図（※福祉有償運送は除く）	省略可（変更が無い場合）	
欠格事由に該当しない旨の宣誓書		
協議が調ったことを証する書類		
【新設】車両一覧表（参考様式イ）		
車検証、使用承諾書等（持込車両の場合）	省略可（変更が無い場合）	
【新設】運転者一覧表（参考様式ロ）		
運転者就任承諾書（様式4号）		省略可
運転免許証（写）		省略可
大臣認定講習修了証（写）		省略可 （セダン等運転者講習は除く）
協力型の宣誓書（様式5号）（協力型の場合）		
運行管理、整備管理、事故時の連絡、の体制図		
保険証券等（写）		省略可
協力型の宣誓書（様式9号）（協力型の場合）		
旅客の名簿（※福祉有償運送のみ）		

R2改正⑩各種様式の変更

新規登録【様式2-1】

5. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	乗合車 (軽)	車いす車 (軽)	乗用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	()	()	()	()	()

軽自動車については、() 内に内数で記載すること

事業用自動車については、※欄に記入すること

6. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
ト	その他身体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

更新登録【様式2-2】

6. 事務所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車の数及びその種類ごとの数

事務所の名称	所有 区分	乗合車 (軽)	車いす車 (軽)	乗用車 (軽)	ミニバン (軽)	セダン等 (軽)	合 計 (軽)
	所有	()	()	()	()	()	()
	持込	()	()	()	()	()	()
	合 計	()	()	()	()	()	()

車については、() 内に内数で記載すること

自動車については、※欄に記入すること

7. 運送しようとする旅客の範囲

イ	身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者
ロ	精神障害及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者
ハ	障害者の雇用の促進等に関する法律第2条第4号に規定する知的障害者
ニ	介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者
ホ	介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けている者
ヘ	介護保険法施行規則第140条の2の4第2号の基準(基本チェックリスト)に該当する者
ト	その他身体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

行うものに○を付すものとする。

7. 運送の区域ごとの対価の額

(必要に応じ関係資料を添付のこと)

8. (事業者協力型自家用有償旅客運送の場合) 協力事業者の氏名又は名称及び住所

9. 添付書類

- (1) 定款又は寄付行為、登記事項証明書、役員名簿
- (2) 法第79条の4第1～4号に該当しない旨を証する書類
- (3) 地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類
- (4) 自家用有償旅客運送自動車についての使用権限を証する書類
- (5) 運転者が必要な要件を備えていることを証する書類
- (6) 運行管理の責任者及び運行管理の体制を記載した書類
- (7) 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類
- (8) 事故発生時の対応に係る責任者及び連絡体制を記載した書類
- (9) 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置を講じていることを証する書類
- (10) 運送しようとする旅客の名簿

事業者協力型の
場合において、事業用
自動車の持ち込みを
する場合の台数

旅客の区分が変更

運行管理の体制等を記載した書類【様式7】（旧）【様式6】

様式第7号

運送の主体（申請者名）	
-------------	--

運行管理の体制等を記載した書類

事務所名（ ）

1. 運行管理・整備管理の体制

（ア）（イ）略

（ウ）運行管理・整備管理に係る指揮命令系統



事業者協力型の
場合は記載が必要

旅客の名簿【参考様式八】（旧）【参考様式イ】

（施行規則第51条の25関係）

参考様式第八号

（施行規則第51条の25関係）

参考様式第八号

旅客の名簿
（福祉用）

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	入会年月日	運送を必要とする理由							備考
				イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	ト	
1											
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											
13											
14											
15											
16											
17											
18											
19											
20											

イ 身体障害者
ロ 精神障害者
ハ 知的障害者
ニ 要介護認定者
ホ 要支援認定者
ヘ 基本チェックリスト該当者
ト その他（肢体不自由、内臓障害、精神障害、その他の障害）

身体状況等、態様ごとの会員数

自家用有償旅客運送者の名称

身体障害者		人数	要介護認定者		人数
6 級			要 介 護 1		
5 級			要 介 護 2		
4 級			要 介 護 3		
3 級			要 介 護 4		
2 級			要 介 護 5		
1 級			合計		
合計			要支援認定者		人数
精神障害者		人数	要 支 援 1		
3 級			要 支 援 2		
2 級			合計		
1 級			基本チェックリスト該当者		人数
合計			合計		
知的障害者		人数	その他の障害を有する者		人数
軽 度			肢 体 不 自 由		
中 度			内 部 障 害		
重 度			知的障害（認定者を除く）		
合計			精神障害（認定者を除く）		
合計			そ の 他		
合 計			合 計		
総合計					

車両一覧（参考様式イ）

（施行規則第51条の3第5号関係）

参考様式第イ号

自家用有償旅客運送に使用する車両の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	自動車登録番号 又は 車両番号	乗車定員 (人)	所有者名	使用者名	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

運転者一覧（参考様式ロ）

（施行規則第51条の3第6号関係）

参考様式第ロ号

自家用有償旅客運送に従事する運転者の一覧

自家用有償旅客運送者の名称

番号	氏名	住所	免許区分	免許の 種類	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

事業用自動車の持ち込み実績（様式2-6）

様式第2-6号

(年号) 年 月 日

〇〇運輸局 □□運輸支局長 殿
指定都道府県等の長 殿

名 称
住 所
代表者の氏名

福祉有償運送に係る事業用自動車の持ち込み実績報告書 (年度)

	日付	持ち込み者	車両登録番号	使用時間	理由
例	3月14日	〇〇交通	〇〇200 あ 123	〇時間	故障車両の代替
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					

※ この報告書は、前年4月1日から本年3月31日の間に係る運行を委託している福祉有償運送において、事業用自動車を使用した分について記載すること。

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限り

運転者要件に係る宣誓書（様式5）

様式第5号

〇〇運輸局□□運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社が協力する事業者協力型自家用有償旅客運送においては、当社との雇用関係の有無にかかわらず、運転者が当該運送の運転者として就任することを承諾し、所要の運転免許証を所持し、道路運送法施行規則第51条の16第1項各号に掲げる要件を備えていることについて、当社が責任をもって確認することを宣誓致します。

(年号) 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、上記宣誓書の提出をもって、個別の運転者の免許証や福祉有償運送の講習の修了証等の運転者要件の確認資料の提出を省略可能。

※事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合に限る

任意保険に関する宣誓書（様式9）

様式第9号

〇〇運輸局〇〇運輸支局長 殿
指定都道府県の長 殿

宣 誓 書

当社の協力する事業者協力型自家用有償旅客運送に使用する自動車については、道路運送法施行規則第51条の22に規定する国土交通大臣が告示で定める基準に適合する任意保険等に計画車両の全てが加入していることについて、契約申込書の写し、見積書等により、当社が責任をもって確認していることを宣誓致します。

（年号） 年 月 日

名 称
住 所
代表者の氏名

事業者協力型の場合は、本宣誓書の提出をもって、任意保険の証書の提出を省略可能。

検討プロセスのガイドライン化(平成30年3月30日)

目的

- 「タクシー事業者が、サービス提供が可能である、と答えたことのみをもって、既に交通サービスが確保されていると解釈・運用されている実態がある」など、適切な協議がなされていないとの指摘を受け、地域交通ネットワークを適切な役割分担のもと円滑に導入するため、ガイドラインを策定した。

※地域公共交通会議等がこれによらない協議を行う旨決議した場合は、プロセスによらないことも可能

地域交通の検討プロセスに関するガイドライン（地域公共交通会議等）

- 地域の具体的な移動ニーズをもとに協議
- 自家用有償旅客運送の提案をもとに協議 等

① 交通事業者（バス・タクシー）に対し、地域の移動ニーズに対応した交通（乗合タクシー等）の導入について提案を求める

【最長 2 ヶ月】

具体的な提案あり

具体的な提案なし

② 提案内容について協議

※地域の移動ニーズへの対応の可否
という観点を中心に協議

【最長 4 ヶ月】

合意

合意に至らず

※提案内容が地域の移動ニーズに
対応していると認められないとき 等

交通事業者（バス・タクシー）によることが困難であることについて協議が調ったものとみなす

③ 自家用有償旅客運送について検討

④ 交通事業者（バス・タクシー）への運行委託について検討

委託可能

委託困難

交通事業者
（バス・タクシー）による
地域交通の確保

市町村による地域交通の確保（交通事
業者（バス・タクシー）への運行委託）

市町村による地域交通の確保
（交通事業者以外への運行委託含む）

NPO等による地域交通の確保

地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保のために必要であることについて協議が調う

検討プロセスガイドラインの運用について

検討プロセスガイドラインは以下の目的で策定されており、目的に沿った適切な運用が必要

検討プロセスガイドラインの目的

- 「タクシー事業者が、サービス提供が可能である、と答えたことのみをもって、既に交通サービスが確保されていると解釈・運用されている実態がある」など、適切な協議がなされていないとの指摘を受け、地域交通ネットワークを適切な役割分担のもと円滑に導入するため、ガイドラインを策定した。

具体的な運用方法

- 従前から円滑に問題なく協議が行われている会議においては、地域の実情に応じて、従来通りの方法による協議を行うことも可能。
- 必要が生じた場合に、検討プロセスによる協議を円滑に行えるよう、あらかじめ、検討プロセスによる議決方法を会議の設置要綱に定めておくことが望ましい。

※更新登録時においても、上記のように従来通りの方法による協議を行うことが可能

協議が円滑かつ適切に実施されるための必要な措置

「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」及び「運営協議会に関する国土交通省としての考え方」の改正（H30.3.30）においては、検討プロセス以外にも、以下の通りガイドラインに必要な措置を行ったところ

○建設的に協議が行われるよう、ガイドラインに以下を追記

●移動ニーズの把握

協議において、必要な交通手段の導入について建設的に協議を行うためには、地方公共団体が把握する地域交通課題等の具体的な情報をもとに、地域のニーズを明らかにすることが必要である

○福祉と交通の連携が進むよう、ガイドラインに以下を追記

●関係者間における連携及び情報共有

潜在的な移動ニーズの把握にあたり、地方公共団体の交通政策部局と福祉部局との連携や情報共有等が重要である

●会議間での連携

- ・自家用有償旅客運送に係る協議を行う場合には、その必要性については、地域の移動制約者の現状について、ケアマネジャーや保健師等、移動制約者の代弁者も加えることで、現場の実状を詳細に把握するよう配慮する。
- ・なお、同地域で福祉有償運送運営協議会が設置されている場合は、当該協議会より移動制約者の代弁者を参加させる等、地域の実情に応じ、会議間での緊密な連携を図ることが必要

○関係者が役割を認識して会議に参画するよう、ガイドラインに以下を追記

●「関係者の役割」の把握

構成員は、地域住民の交通利便の確保・向上のために、目的意識を共有し、「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針 六. 1. (1)～(5)」に掲げる「関係者の役割」を十分に理解して会議に参画することが必要（参考）「地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針」（抄）（平成26年総務省告示・国土交通省告示第1号）

六. その他持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生に関する事項

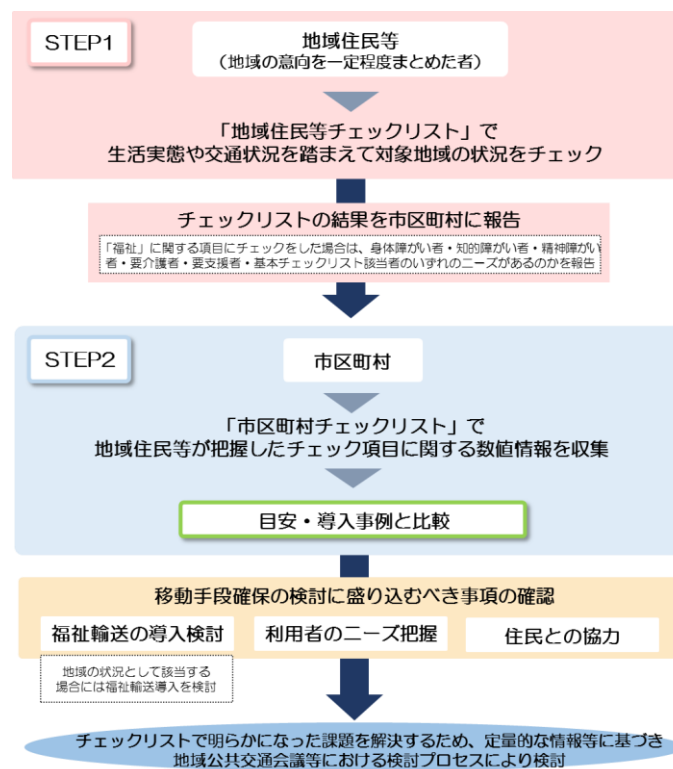
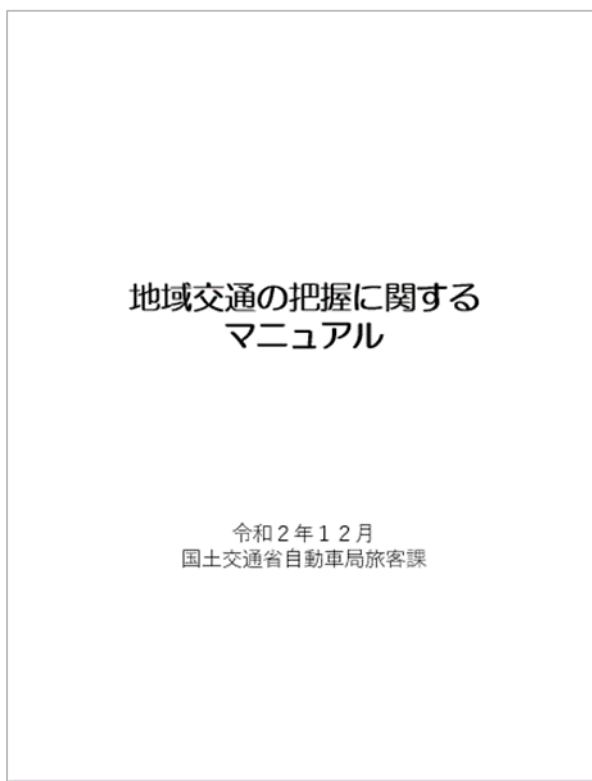
1. 関係者の役割

- (1) 国の役割 (2) 都道府県の役割 (3) 市町村の役割 (4) 公共交通事業者の役割
- (5) 住民、公共交通の利用者その他の関係者の役割

地域交通の把握に関するマニュアルについて(令和2年12月)

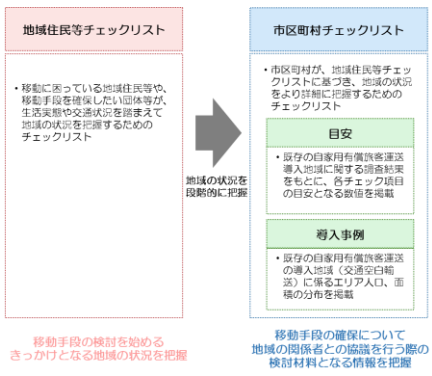
【地域交通の把握に関するマニュアル】

- 地域における移動手段の確保は重要な課題であり、バス・タクシーなどによる移動サービスが十分に提供されていない地域では、地域交通の確保のための検討が求められます。
- しかしながら、現状では、地域交通を考えるにあたり交通空白地の考え方が様々であることなどから、地域の関係者で十分に検討し、協議を行うことが困難となる場合もあります。
- そのため、市区町村や住民・利用者、関係団体、交通事業者など、地域の主体・関係者が移動手段確保のために適切に検討、協議を行えるよう、地域の状況を、一定の目安および既存の自家用有償旅客運送の導入事例のもと把握するための「地域交通の把握に関するマニュアル」を策定しました。



○地域の状況に関するチェックリストの活用の流れ

- ・「地域住民等チェックリスト」や「市区町村チェックリスト」を活用
- ・「目安」や「既存の自家用有償旅客運送の導入事例」との比較により、対象地域における移動手段確保に関する検討の必要性を確認
- ・地域公共交通会議等における検討プロセスにより検討



～記入シート～

地域住民等

地域住民等チェックリスト②

② タクシーのような区域型（ドア・ツー・ドア）の移動手段について困っている（タクシー営業所がない、最寄りのバス停まで遠い等）

・ 日常の生活実態や交通状況を踏まえて、地域の状況として該当する項目にチェックをしてください。

○地域の状況全般に関する項目

分類	項目	チェック
利用	居住者の高齢化が進んでいる傾向にある	☐
店舗・施設	18歳以上の居住者の大部分が日常的な移動手段として自家用車を利用	☐
	地域内は歩いていける店舗や施設が少ない、ない	☐
	通院は日常的に地域外の病院を利用する必要がある	☐
	買物などは日常的に地域外の店舗等を利用する必要がある	☐
タクシー等	○地域のタクシー等の運行状況に関する項目	
	タクシーの事業所が離れている、もしくはないため、配車から到着まで時間がかかる	☐
	タクシー車両が少ない、もしくはないため、配車から到着まで時間がかかる	☐
	利用者の住居や集落から主要な店舗・施設までが遠いため、タクシーの利用料金が高くなる	☐
	夜間など、利用したい時間にタクシーが営業していない	☐
	福祉輸送（付き添い、車いす対応車両等）ができるタクシーが少ない、ない	☐
	福祉輸送の活動を実施している団体（タクシー事業者除く）が少ない、ない	☐
	利用者の住居や集落から最寄りまでのバス停まで遠いところが多い	☐
	利用者の住居や集落から最寄りまでのバス停まで勾配がきついたりところが多い	☐
鉄道	○地域の鉄道の運行状況に関する項目	
	鉄道の平日の運行頻度が少ない、運行していない	☐
	鉄道の休日の運行頻度が少ない、運行していない	☐
	利用者の住居や集落から最寄り駅まで遠いところが多い	☐
	利用者の住居や集落から最寄り駅まで勾配がきついたりところが多い	☐

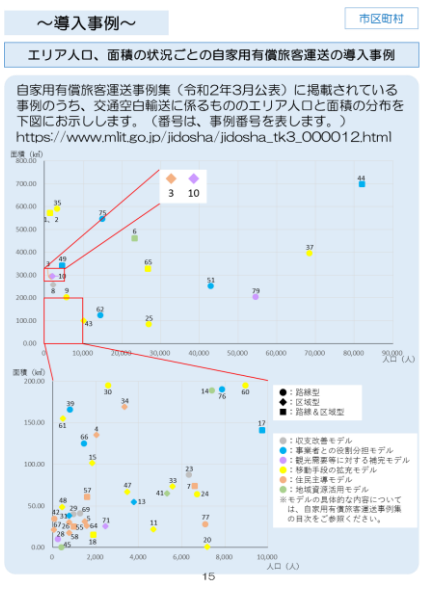
～記入シート～

市区町村

市区町村チェックリスト

・ 市区町村で交通に課題のある地域に関する情報を記入して整理してください。

分類	区分	地域に関する情報	数値記入欄
店舗・施設	A	役所・役場の立地数	カ所
		公民館・図書館・交流施設の立地数	カ所
		病院の立地数	カ所
		診療所の立地数	カ所
		銀行・金融機関・郵便局の立地数	カ所
		スーパーマーケットの立地数	カ所
		個人商店の立地数	カ所
		小学校、中学校の立地数	カ所
		高等学校の立地数	カ所
		交通	B
バスの平日運行回数（往復）	便/日		
バスの休日運行回数（往復）	便/日		
タクシーの営業所数及び待機場所数	カ所		
C	C	タクシーの配置台数	台
		タクシーが配車されるまでの時間	分
		タクシーの利用金額	円



チェックリストで明らかになった課題を解決するため、定量的な情報等に基づき地域公共交通会議等における検討プロセスにより検討

○自家用有償旅客運送ハンドブック

・自家用有償運送の導入等に係る手続き等の概要資料

自家用有償旅客運送ハンドブック

平成30年4月
令和2年11月改定

国土交通省自動車局旅客課

1. 自家用有償旅客運送について

5. 自家用有償旅客運送の登録の流れ

・自家用有償旅客運送の登録は、以下の①②の流れで進めます。

①地域における関係者の協議

地域公共交通会議、運営協議会等

- ・自家用有償旅客運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価に関する事項
- ・事業者協力型自家用有償旅客運送を行うか否かに関する事項
- ・その他自家用有償旅客運送に関し必要となる事項

②道路運送法に基づく登録

【登録申請先】

- ・当該地域を管轄する運輸支局等（市町村又は都道府県に権限が移譲されている場合は、当該市町村又は都道府県）

※登録の有効期間は2年
（重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は3年）
（事業者協力型自家用有償旅客運送として新たに登録を受ける場合や、重大事故を引き起こしていない等の一定要件を満たす場合の更新登録の有効期間は5年）

○自家用有償旅客運送事例集

・全国80の自家用有償旅客運送実施事例を6つのモデルに分類して紹介

2. 掲載事例一覧

掲載事例一覧（2/5）

No.	地域	団体名	種別	運行形態	モデル
17	千葉県市川市	市川市	市町村運営有償運送（交通空白）	路線・区間型	事業者中心の供給モデル
18	千葉県市川市	NPO法人わだち	公共交通空白地有償運送 福祉有償運送	路線・区間型	移動手段の拡充モデル
19	東京都武蔵野市	武蔵野市【詳細】	市町村運営有償運送（福祉）	区間型	地域資源活用モデル
20	東京都町田市	社会福祉法人悠々会【詳細】	公共交通空白地有償運送	区間型	移動手段の拡充モデル
21	神奈川県横浜市	公益社団法人北沢地域福祉協議会 横浜【詳細】	福祉有償運送	区間型	住民主導モデル
22	山梨県北杜市	社会福祉法人ハッピネス会	福祉有償運送	区間型	移動手段の拡充モデル
23	新潟県新潟市	新潟市	市町村運営有償運送（交通空白）	路線型	住民主導モデル
24	富山県石川市	NPO法人上庄谷地福祉会	公共交通空白地有償運送	路線型	移動手段の拡充モデル
25	山形県高根市	NPO法人小野地区活性化協議会	公共交通空白地有償運送	路線型	住民主導モデル
26	石川県七尾市	南大谷地域づくり協議会	公共交通空白地有償運送	区間型	住民主導モデル
27	石川県奥野市	NPO法人なでしこ会	福祉有償運送	区間型	移動手段の拡充モデル
28	長野県山形市	山形市	市町村運営有償運送（交通空白）	路線型	観光需要等に対する補完モデル
29	新潟県新潟市	NPO法人中部防災ボランティア 【詳細】	公共交通空白地有償運送	路線型	防災支援モデル
30	新潟県新潟市	池田町【詳細】	市町村運営有償運送（交通空白）	路線型	移動手段の拡充モデル
31	岐阜県恵那市	岐阜県恵那市福祉協議会	公共交通空白地有償運送	区間型	事業者中心の供給モデル
32	岐阜県中津川市	中津川市【詳細】	市町村運営有償運送（福祉）	区間型	移動手段の拡充モデル

20. 社会福祉法人 悠々会（東京都町田市）

関東地方 東京都町田市 人口：428,685人 市制：2019年1月1日施行 社会福祉法人 悠々会 開設：Q42-737-7298 公共交通空白地有償運送

移動手段の拡充モデル 技術活用あり

- ・東京都町田市鎌田地区において、買い物などのお出かけに困っている高齢者を対象とした送迎サービスを実施。グリーンスローモビリティの、自家用有償旅客運送による全空の福祉事業開始。
- ※グリーンスローモビリティ・電動で、時速20km程度で公道を走ることが可能な4人乗り以上のパブリックモビリティ。

運行開始年 令和元年12月3日

運行形態 区間型（運行区域を設定）

使用車両 団体所有2台

運送対価 会費制：年間5000円

運送以外の対価 特になし

ドライバー数（免許） 2名（2種0名、1種2名）

実施エリア： 鎌田地区（町田市鎌田2丁目、5丁目、6丁目内）

中心地

【買い物支援により、鎌田地区センター商店街や地域の活性化を図り、鎌田地区の再活性化を図ることを目的とする。】

- ・移動手段を常設することにより、高齢者から買い物支援サービスを提供し、併せて高齢者の高齢者支援センター。
- ・「鎌田地区地域交流センター」が中心となり「鎌田地区協議会」、「鎌田地区センター各店」、「鎌田地区第二高齢者支援センター」などの地域団体と連携し、高齢者福祉とまちづくりに取り組んでいる。

運行状況

- ・利用対象者は、団体に居住する高齢者10名程度。 ・週2回運行。
- ・利用方法は、電話による予約。

1. 自家用有償旅客運送の制度（基本的なルール）

2. 令和2年度の改正：主に制度（基本的なルール）

3. 自家用有償旅客運送の遵守事項（日々実施すること）

4. 令和4年度の改正：主に遵守事項（日々実施すること）

遵守事項の再確認

自家用有償旅客運送制度（平成18年創設）

登録等

遵守事項

(1) 運行管理体制の整備（運行管理の責任者の選任等）

(2) 運行管理の責任者の講習受講【特定事務所】

R4改正①定期的な講習受講義務新設

(3) 運行に関する計画の作成【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

(4) 交替するための運転者の配置【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

(5) 異常気象時等における措置【特定事務所】

R4改正②特定事務所の業務新設

(6) 安全な運転のための確認、指示、記録、保存

R4改正③特定事務所での確認方法改正
(アルコール検知器使用等)

(7) 乗務記録、保存

(8) 運転者台帳及び運転者証

(9) 整備管理体制の整備（整備管理の責任者の選任等）

(10) 事故の対応に係る責任者の選任、事故の記録、保存

(11) 損害を賠償するための措置

(12) 事務所・車内の掲示、車両の表示等

(13) 旅客の名簿の作成（福祉有償運送のみ）

(14) 苦情処理の体制の整備、記録、保存

(15) 各種報告（事故報告、輸送実績報告書）

1. 自家用有償旅客運送の制度（基本的なルール）
2. 令和2年度の改正：主に制度（基本的なルール）
3. 自家用有償旅客運送の遵守事項（日々実施すること）
4. 令和4年度の改正：主に遵守事項（日々実施すること）

遵守事項の再確認

【特定事務所】… 乗車定員10人以下の自家用有償旅客運送に使用する自動車5両以上
又は
乗車定員11人以上の自家用有償旅客運送に使用する自動車1両以上
の運行を管理する事務所

R4改正①【特定事務所】定期的な講習受講義務新設

R4改正②【特定事務所】の業務新設

- (ア) 運行に関する計画の作成
- (イ) 交替するための運転者の配置
- (ウ) 異常気象時等における措置
- (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯び有無の確認、記録

R4改正③【特定事務所】での確認方法改正（アルコール検知器使用等）

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、適用しない

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲に関する明確化

R4改正⑤登録可能な団体の追加（労働者協同組合）

背景

- 自家用有償旅客運送者は、乗車定員11人以上の自動車1両以上又は乗車定員10人以下の自動車5両以上の運行を管理する事務所(以下「特定事務所」という。)においては、道路交通法及び道路運送法に基づき、安全運転管理者及び運行管理の責任者の双方の選任が義務付けられている。
- 今般、道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなった。
- 安全運転管理者が選任されている場合と同等の輸送の安全及び旅客の利便の確保が可能となるよう、道路運送法施行規則について所要の改正を行う。

○今般、道路交通法の改正により、安全運転管理者が行っていた業務と同等の業務を運行管理の責任者が行うことを前提に、自家用有償旅客運送者は安全運転管理者の選任義務の対象から除外されることとなった。

自家用有償旅客運送に使用する自動車の数	区分	改正前	改正後
【特定事務所】 定員10人以下が5両以上 又は 定員11人以上が1両以上	運行管理の責任者 【道路運送法】	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 運行管理者資格者 ・ 運行管理者試験受検資格者 ※基礎講習受講等 ・ 安全運転管理者要件	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 運行管理者資格者 ・ 運行管理者試験受検資格者 ※基礎講習受講等 ・ 安全運転管理者要件 ・ 1年以上の実務経験＋一般講習受講
	安全運転管理者 【道路交通法】	要件を満たす者の選任が必要 [要件] ・ 年齢、2年以上の実務経験等	選任は不要 (自家用有償旅客運送は除外)

改正の概要

- ①自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければならないこととする。
- ②自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、以下の業務を行わなければならないこととする。
 - (ア) 運行に関する計画の作成
 - (イ) 長距離運転又は夜間運転の場合の交替運転者の配置
 - (ウ) 異常気象時等の安全確保の措置
 - (エ) 運転前後の運転者に対する酒気帯びの有無の確認及びその記録
- ③自家用有償旅客運送者及び特定事務所の運行管理の責任者は、特定事務所においては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、運転者に対する酒気帯びの有無の確認の際にアルコール検知器を使用しなければならないこととする。

スケジュール

公布: 令和4年9月7日

施行: 改正道交法の施行の日(令和4年10月1日)

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、③の規定は適用しない。(道路交通法施行規則において同様の改正を予定していることを踏まえたもの)

(1) 運行管理体制の整備（運行管理の責任者の選任等）

- ・自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理の体制の整備を行わなければなりません。

○運行管理の責任者を選任すること

- ・要件：以下のいずれかの要件を満たす者を選任すること【特定事務所】

- 運行管理者資格者証の交付を受けている者
- 運行管理者試験の受験資格を有する者（旅客自動車運送事業運輸規則48条の12）
※1年以上の実務経験（事業用自動車の運行管理）を有する者、又は、運行管理者基礎講習を修了した者
- 安全運転管理者の要件を備える者（道路交通法施行規則9条の9第1項）
- 1年以上の実務経験（自動車の運転の管理）＋運行管理者一般講習を修了した者

- ・人数：20台ごとに1人選任すること（運行管理者資格を有する者を選任する場合は40台ごと）

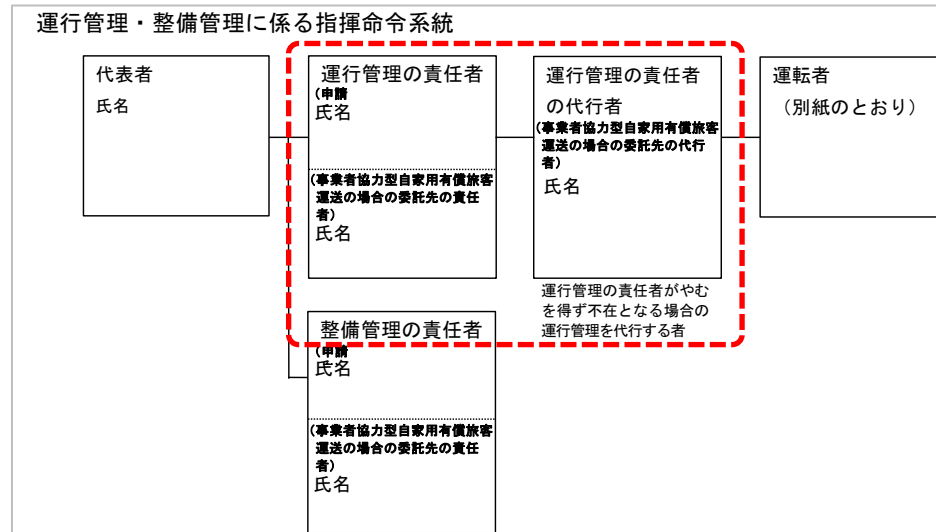
※特定事務所にあたらぬ事務所では、要件は満たす必要はありませんが「運行管理の責任者」は選任しなければなりません。

○運行管理の責任者が法令で定める業務を行うこと

- ▶運転者の要件の確認、運転者の適性診断の受診
- ▶運行に関する計画の作成【特定事務所】
- ▶交代運転者の配置【特定事務所】
- ▶異常気象時等における措置【特定事務所】
- ▶安全な運転のための確認、指示、記録、保存
- ▶アルコール検知器の常時有効保持【特定事務所】
- ▶乗務記録を作成させ、保存
- ▶運転者台帳の作成、備え置き
- ▶事故の記録、保存
- ▶その他運行の安全を確保するために必要な業務

○指揮命令系統

- 運行管理の責任者となる者を、必要な人数、以下の指揮命令系統図（申請書様式）に記載して、自家用有償旅客運送の登録の申請を行います。
（変更した場合、都度の手続きは不要ですが、次回更新登録時等に変更後の内容で申請してください。）



○その他

- 運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとします。
- 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、当該協力事業者の運行管理者を運行管理の責任者として選任する必要があります。
- 運行管理の責任者の人数について、事業者協力型自家用有償を行う場合、協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えありません。

道路運送法施行規則

(運行管理)

- 第五十一条の十七** 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行管理の責任者の選任その他運行管理体制の整備を行わなければならない。
- 2 前項の責任者は、乗車定員十一人以上の自家用有償旅客運送自動車の運行を管理する事務所及び乗車定員十人以下の自家用有償旅客運送自動車五両以上の運行を管理する事務所（以下「特定事務所」という。）にあつては、当該特定事務所ごとに、法第二十三条第一項の運行管理者又は次の各号のいずれかに該当する者（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う者の特定事務所にあつては、法第二十三条第一項の運行管理者）の中から、当該特定事務所が運行を管理する自家用有償旅客運送自動車の数を二十（同項の運行管理者を運行管理の責任者として選任する場合にあつては、四十）で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に一を加算して得た数以上選任されなければならない。
- 一 旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の十二に規定する受験資格を有する者
 - 二 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第九条の九第一項に規定する要件を備える者
 - 三 国土交通大臣が前二号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者
- 3 第一項の責任者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
- 一 前条第一項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 二 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、前条第二項の規定により適性診断を受けさせること。
 - 三 福祉自動車以外の自動車を使用して福祉有償運送を行う場合にあつては、前条第三項に規定する要件を備える者の乗務なしに同項に規定する要件を備えない者に自家用有償旅客運送自動車を運転させないこと。
 - 四 第五十一条の十九の規定により自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成すること。
 - 五 第五十一条の二十の規定により、交替するための運転者を配置すること。
 - 六 第五十一条の二十一に規定する場合にあつては、同条の規定による措置を講ずること。
 - 七 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第五十一条の二十二第一項から第三項までの規定により確認を行い、指示を与え、記録し、及びその記録を保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持すること。
 - 八 自家用有償旅客運送自動車の運転者に対し、第五十一条の二十二第四項の規定により乗務記録を作成させ、及びその記録を保存すること。
 - 九 第五十一条の二十三第一項の規定により運転者台帳を作成し、事務所に備え置くこと。
 - 十 第五十一条の二十五第二項の規定により事故の記録を作成し、及びその記録を保存すること。
 - 十一 その他自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な業務

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (2) 運行管理
- ① 運行管理の責任者の選任にあつては、施行規則第51条の17第2項の定めにより、事務所ごとに配置する自動車の数により必要となる員数（事業者協力型自家用有償旅客運送を行う事務所にあつては、法第23条第1項の運行管理者）を選任すること。なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあつては、当該協力事業者が保有する事業用自動車の数と合算して員数を算出して差し支えない。運行管理の責任者がやむを得ず不在となる場合は、予め運行管理を代行する者を定め、適切な運行管理の実施を確保するものとする。
- ② 旅客自動車運送事業者等に運行の委託を行う場合にあつては、運送者は、委託に係る運行管理が適切に行われるよう措置するものとし、運行管理の責任者は、受託者において確保した必要な資格を有する者から選任するものとする。

旅客自動車運送事業運輸規則

（受験資格）

第四十八条の十二 試験は、試験の日の前日において自動車運送事業（貨物自動車運送事業法第二条第四項に規定する貨物軽自動車運送事業を除く。）の用に供する事業用自動車又は貨物自動車運送事業法第三十七条第三項に規定する特定第二種貨物利用運送事業者の事業用自動車の運行の管理に関し一年以上の実務の経験を有する者でなければ、受けることができない。

2 前項に規定する経験は、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを修了することをもつて代えることができる。

道路交通法施行規則

（安全運転管理者等の要件）

第九条の九 法第七十四条の三第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。一 二十歳（副安全運転管理者が置かれることとなる場合にあつては、三十歳）以上の者であること。

二 自動車の運転の管理に関し二年（自動車の運転の管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあつては、一年）以上実務の経験を有する者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第七十四条の三第六項の規定による命令により解任され、解任の日から二年を経過していない者

ロ 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七条の二の二（第一項第七号及び第九号を除く。）、法第百十七条の三の二、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号、法第百十九条第二項第四号若しくは第五号又は法第百十九条の二の二第二項の違反行為をした日から二年を経過していない者

【通達】道路運送法施行規則第51条の17第2項第3号に規定する国土交通大臣が同項第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者について（令和4年9月30日）

自動車の運転の管理に関し1年以上実務の経験を有する者であつて、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成24年国土交通省告示第454号）第2条第2号に規定する一般講習を修了した者。

【運行の管理に関する講習の種類】

種類	時間	内容
基礎講習	16時間	運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する <u>基礎的な知識</u> の習得を目的とする講習
一般講習	5時間	運行管理を行うために必要な法令、業務等に関する <u>最新の知識</u> の習得を目的とする講習
特別講習	13時間	自動車事故又は輸送の安全にかかる法令違反の <u>再発防止</u> を目的とした講習

※「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」、「旅客自動車運送事業運輸規則に基づく運行の管理に関する講習の認定に関する実施要領」より作成

【運行の管理に関する講習の例（自動車事故対策機構）】

○基礎講習

日程	時 間	講 習 項 目 (内容)
第一日	10:00~10:20	20 オリエンテーション及び開講挨拶
	10:20~11:20	60 自動車運送事業に関する法令（運送法、事業法等）
	11:20~11:30	10 休憩
	11:30~12:20	50 運行管理の業務に関する事（運行管理制度の趣旨及び内容）
	12:20~13:20	60 昼休
	13:20~14:20	60 道路交通に関する法令（「労働基準法」、「労務管理」）
	14:20~14:30	10 休憩
	14:30~15:40	70 道路交通に関する法令（「事故の発生状況／道路交通法」）
	15:40~15:50	10 休憩
	15:50~16:40	50 自動車事故防止に関する事（飲酒運転防止）
第二日	16:40~	注意事項
	9:10~11:10	120 自動車運送事業に関する法令（省令、告示、通達等）
	11:10~11:20	10 休憩
	11:20~12:20	60 道路交通に関する法令（「自動車運転者の改善基準」）
	12:20~13:20	60 昼休
	13:20~14:10	50 自動車運転者の指導及び監督に関する事（指導監督告示等、薬物乱用防止）
	14:10~14:20	10 休憩
	14:20~15:20	60 自動車運送事業に関する法令（「道路運送車両法関係」）
	15:20~15:30	10 休憩
	15:30~16:20	50 運行管理の業務に関する事（「点呼」、「過労」）
第三日	9:10~10:40	90 運行管理の業務に関する事（運行管理の実務）
	10:40~10:50	10 休憩
	10:50~11:50	60 自動車運転者の指導及び監督に関する事（指導監督告示等）
	11:50~12:50	60 昼休
	12:50~14:20	80 自動車事故防止に関する事（適性診断、健康管理）
	14:20~14:30	10 休憩
	14:30~15:50	80 修了試験及び解説
	15:50~	修了式

○一般講習

時 間	講 習 項 目 (内容)
10:00~10:10	10 開講（講習に係る注意事項）等
10:10~11:20	70 自動車運送事業に関する法令 道路交通に関する法令 （行政の動向）等
11:20~11:30	10 休 憩
11:30~12:00	30 知って得する！アルコールの基礎知識（DVD放映）
12:00~13:00	60 昼 休
13:00~14:10	70 最近の交通事故の発生状況 事故防止対策等に関する情報
14:10~14:20	10 休 憩
14:20~15:20	60 自動車運転者の指導及び監督に関する事
15:20~15:30	10 休 憩
15:30~16:00	30 修了試験及び試験の解説
16:00~	閉講（指導講習手帳の返付）

(2) 運行管理の責任者の講習受講【特定事務所】

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、運行管理に関する講習を定期的に受けさせなければなりません。

○受講する時期

- ・選任した日の属する年度の翌々年度以降 2 年ごと

[初回受講義務が発生する時期]

- ・R3年度以前に選任 → R4年度中に安全運転管理者の講習を受講した ▶ R6年度中の初回受講義務（以降 2 年ごと）
→ R4年度中に安全運転管理者の講習を受講していない ▶ R5年度中の初回受講義務（以降 2 年ごと）
- ・R4年度以降に選任 ▶ 選任した年度の翌々年度に初回受講義務（以降 2 年ごと）

○受講する講習：一般講習（旅客 ※「貨物」の誤受講に注意）

道路運送法施行規則

（運行管理の責任者の講習）

第五十一条の十八 自家用有償旅客運送者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、特定事務所の運行管理の責任者に、国土交通大臣が告示で定める講習を受けさせなければならない。

道路運送法施行規則第51条の18の運行管理の責任者の講習を定める告示（令和4年9月7日）

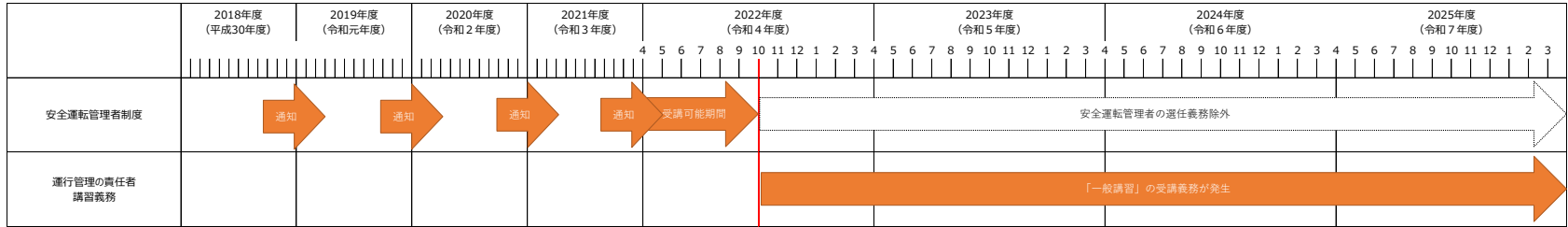
（運行管理の責任者に受けさせなければならない講習）

第二条 施行規則第五十一条の十八の規定により特定事務所の運行管理の責任者に受けさせなければならない講習は、旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）第二条第二号に規定する一般講習とする。

2 自家用有償旅客運送者は、特定事務所の運行管理の責任者に、選任した日の属する年度の翌々年度以降二年ごとに一般講習を受講させなければならない。

(2) 運行管理の責任者の講習受講【特定事務所】

【安全運転管理者制度及び運行管理の責任者制度について】

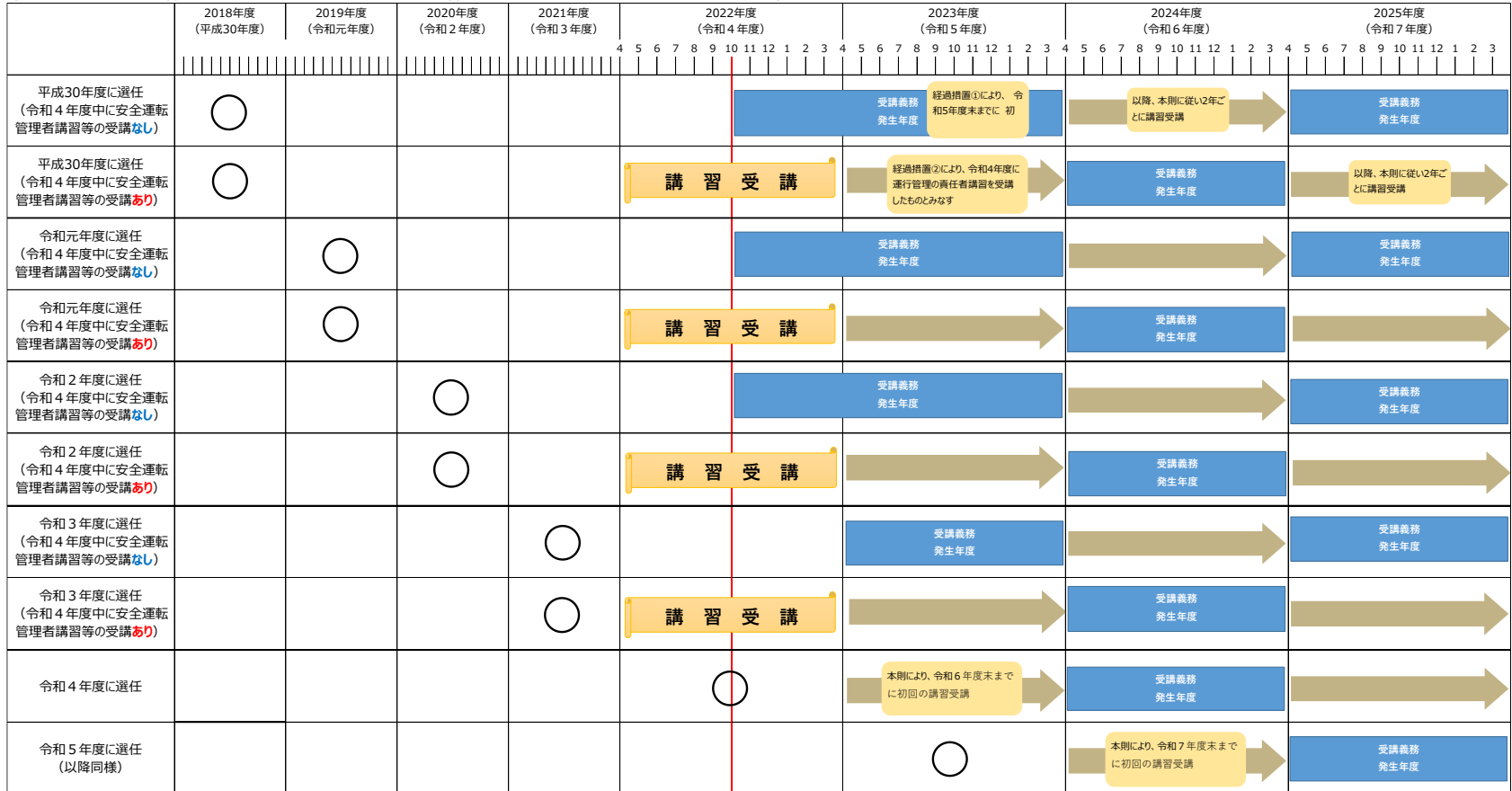


【講習受講条件】

・選任した日の属する年度の翌々年度以後2年ごとに一般講習を受けさせなければならない。
(経過措置)

①令和3年度以前に選任された者(②を除く)：令和5年度の末日(令和6年3月31日)までに初回の講習を受けさせなければならない。(以後2年ごと受講)

②令和4年度中に安全運転管理者の講習を受けた者：令和4年度において運行管理の責任者講習を受講した者とみなす。(以後2年ごと受講)



(3) 運行に関する計画の作成【特定事務所】▶運行管理の責任者の業務

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所では、道路交通法違反となる行為の防止や安全な運転の確保に留意して、自動車の運行に関する計画を作成しなければなりません。

○計画作成において留意する事項

- ・最高速度違反行為（道路交通法22条の21項）の防止
- ・過積載をして運行する行為（道路交通法58条の3第1項）の防止
- ・過労運転（道路交通法66条の2第1項）の防止
- ・自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（道路交通法75条1項7号）の防止
- ・その他安全な運転の確保

○自動車の運行に関する計画（例）

- ・運行計画表の作成など

道路運送法施行規則

（運行に関する計画）

第五十一条の十九 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第二十二條の二第一項に規定する最高速度違反行為、同法第五十八條の三第一項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第六十六條の二第一項に規定する過労運転及び同法第七十五條第一項第七号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、自家用有償旅客運送自動車の運行に関する計画を作成しなければならない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（4）運行に関する計画

施行規則第51条の19の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、道路交通法第22条の2第1項に規定する最高速度違反行為、同法第58条の3第1項に規定する過積載をして自動車を運転する行為、同法第66条の2第1項に規定する過労運転及び同法第75条第1項第7号に掲げる行為の防止その他安全な運転の確保に留意して、運行に関する計画を作成するものとする。

(3) 運行に関する計画の作成【特定事務所】

道路交通法

(最高速度)

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては政令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

2 路面電車又はトロリーバスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条において同じ。）の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。（罰則 第百十八条第一項第一号、同条第三項）

(最高速度違反行為に係る車両の使用者に対する指示)

第二十二條の二 車両の運転者が前条の規定に違反する行為（以下この条及び第七十五条の二第一項において「最高速度違反行為」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）の業務に関してした場合において、当該最高速度違反行為に係る車両の使用者が当該車両につき最高速度違反行為を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、最高速度違反行為となる運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他最高速度違反行為を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

(過積載車両に係る措置命令)

第五十八條の三 警察官は、過積載（車両に積載をする積載物の重量が第五十七条第一項の制限に係る重量（同条第三項の規定による許可に係る積載物については、当該許可に係る重量）を超える場合における当該積載をいう。以下同じ。）をしている車両の運転者に対し、当該車両に係る積載が過積載とならないようにするため必要な応急の措置をとることを命ずることができる。

(過労運転に係る車両の使用者に対する指示)

第六十六條の二 車両の運転者が前条の規定に違反して過労により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転する行為（以下この条及び第七十五条の二第一項において「過労運転」という。）を当該車両の使用者（当該車両の運転者であるものを除く。以下この条において同じ。）の業務に関してした場合において、当該過労運転に係る車両の使用者が当該車両につき過労運転を防止するため必要な運行の管理を行つていないときは、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する公安委員会は、当該車両の使用者に対し、過労運転が行われることのないよう運転者に指導し又は助言することその他過労運転を防止するため必要な措置をとることを指示することができる。

(自動車の使用者の義務等)

第七十五條 自動車（重被牽引車を含む。以下この条、次条第一項及び第七十五条の二の二第二項において同じ。）の使用者（安全運転管理者等その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。次項において「使用者等」という。）は、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をすることを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認してはならない。

七 自動車を離れて直ちに運転することができない状態にする行為（当該行為により自動車が第四十四条第一項、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条第二項若しくは第三項、第四十八条、第四十九条の三第三項、第四十九条の四若しくは第七十五条の八第一項の規定に違反して駐車することとなる場合のもの又は自動車がこれらの規定に違反して駐車している場合におけるものに限る。）

（４）交替するための運転者の配置【特定事務所】▶運行管理の責任者の業務

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所では、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければなりません。

○交替運転者を配置しなければいけない場合

- ・長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合 であって
疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるとき。

○安全な運転を継続することができないおそれの確認（例）

- ・長距離運転や夜間の運転等が続いて業務が過密になっていないか確認。
- ・長距離運転や夜間の運転等を予定している運転者の最近の勤務状況や生活実態を確認。
→ 確認された状況に応じて交替運転者を配置

道路運送法施行規則

（交替するための運転者の配置）

第五十一条の二十 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、自家用有償旅客運送自動車の運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

４．輸送の安全及び旅客の利便の確保（５）交替するための運転者の配置

施行規則第５１条の２０の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては、運転者が長距離の運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置するものとする。

(5) 異常気象時等における措置【特定事務所】▶運行管理の責任者の業務

- ・自家用有償旅客運送者は、特定事務所では、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければなりません。

○運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければいけない場合

- ・異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

○輸送の安全の確保のための措置（例）

- ・運転者と運行管理の責任者等の連絡体制の確保
- ・運転者に対する、雨天、降雪時等の危険回避の方法の指示
- ・運転者に対する、運転継続・待機・中止等の指示

道路運送法施行規則

（異常気象時等における措置）

第五十一条の二十一 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、自家用有償旅客運送自動車の運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（6）異常気象時等における措置

施行規則第51条の21の定めにより、運送者は、特定事務所にあつては異常な気象、天災その他の理由により輸送の安全の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、運転者に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講ずるものとする。

（６）安全な運転のための確認、指示、記録、保存 ▶ 運行管理の責任者の業務

- ・ 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認した旨及び指示の内容を記録、保存しなければなりません。
- ・ 特定事務所では、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認した旨を記録、保存しなければなりません。
- ・ 特定事務所では、アルコール検知器を常時有効に保持し、酒気帯びの有無の確認は、運転者の状態を目視等のほか、アルコール検知器を用いて行わなければなりません。

○乗務しようとする運転者に対する確認、指示、記録、保存

- ・ 「酒気帯びの有無」「疾病」「疲労」「その他の理由」により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認。
- ・ 運行の安全を確保するために必要な指示。（天候や道路状況に関する注意、法令遵守など）
- ・ 確認、指示は「参考様式八／二」を参考に書式を定めて実施し、運転者ごとに記録。
- ・ 記録は1年間保存。

○乗務を終了した運転者に対する確認、記録、保存【特定事務所】

- ・ 「酒気帯びの有無」について確認。
- ・ 確認は「参考様式八／二」を参考に書式を定めて実施し、運転者ごとに記録。
- ・ 記録は1年間保存。

○アルコール検知器の常時有効保持・使用【特定事務所】

※アルコール検知器の供給状況に鑑み、当分の間、適用しない

- ・ アルコール検知器は常時有効（正常に作動し、故障がない状態）に保持。
- ・ 「酒気帯びの有無」の確認は、目視等の他、アルコール検知器を使用して実施。
- ・ アルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器。
- ・ 現行の対価にアルコール検知器の購入相当分を単純に上乗せする場合、協議手続きを簡略化。

○安全な運転のための確認表（参考様式八（交通空白）／二（福祉））

（施行規則第51条の22関係）

参考様式第八号

安全な運転のための確認表

令和 年 月 日

番号	運転者氏名	乗務前後	確認日時	実施方法	非対面の場合の 具体的方法	疾病	疲労	酒気 帯び	その他理由	アルコール 検知器の使用	運行の安全確保 のための指示内容	その他必要な事項	確認者
1		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		
2		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		
3		乗務前		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		
		乗務後		☐ 対面 ☐ 非対面	☐ 音声電話 ☐ テレビ電話 ☐ その他 ()	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	☐ 無 ☐ 有	理由欄	☐ 有 ☐ 無		

○確認、指示の方法

- 乗務前、乗務後の確認、指示は対面により行うよう努めます。
- 地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合は、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法によることが可能です。
この場合、IT機器を活用したテレビ電話等で、映像・音声・データ等により可能な限り 対面に近い精度で確認、指示が可能な方法で、実施することが望ましいと考えられます。
- 事業者協力型自家用有償を行う場合、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法によることが可能です。

（６）安全な運転のための確認、指示、記録、保存

道路運送法施行規則

（安全な運転のための確認等及び乗務記録）

第五十一条の二十二 自家用有償旅客運送者は、乗務しようとする運転者に対して、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無を確認し、自家用有償旅客運送自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与え、運転者ごとに確認を行つた旨及び指示の内容を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

２ 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、乗務を終了した運転者に対して、酒気帯びの有無について確認し、運転者ごとに確認を行つた旨を記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

３ 自家用有償旅客運送者は、特定事務所にあつては、アルコール検知器を常時有効に保持するとともに、前二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコール検知器を用いて行わなければならない。

道路運送法施行規則及び自動車事故報告規則の一部を改正する省令（令和4年9月7日）

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の道路運送法施行規則（以下「新規則」という。）第五十一条の十七第三項第七号の規定の適用については、当分の間、同号中「から第三項まで」とあるのは「及び第二項」と、「保存し、並びにアルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であつて、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。同項において同じ。）を常時有効に保持する」とあるのは「保存する」とする。

２ 新規則第五十一条の二十二第三項の規定は、当分の間、適用しない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送の登録に関する処理方針について

４．輸送の安全及び旅客の利便の確保（７）安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

① 施行規則第５１条の２第１項及び第２項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示は対面により行うよう努める。地域公共交通会議等において対面での確認が困難であると認められた場合には、地域の実情を踏まえ、輸送の安全の確保の観点で適当と認められた方法により、必要な確認、指示を確実に実施できる体制を整備し実施すること。

なお、事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合にあっては、上記によらず、当該協力事業者が輸送の安全の確保の観点で適当と認めた方法により確実に実施されるよう適切な措置を講ずることにより実施することができるものとする。

② 施行規則第５１条の２第１項及び第２項に定める、運送者が乗務しようとする運転者及び乗務を終了した運転者に対して行う確認、指示の記録は、参考様式第八／二号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあっては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

③ 施行規則第５１条の２第３項に定める「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことをいう。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用するものとする。

【告示】自家用有償旅客運送者が安全な運転のための確認等において用いるアルコール検知器を定める告示（令和4年9月7日）

道路運送法施行規則第51条の17第3項第7号の告示で定めるアルコール検知器は、呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器とする。

【通達】アルコール検知器使用義務化に伴う自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて（令和4年9月30日）

１．基本的な考え方

自家用有償旅客運送の運転者に対するアルコール検知器を使用した酒気帯びの有無の確認は、輸送の安全及び旅客の利便の確保の観点から重要であるところ、かかる義務を適切に履行するためには、各実施主体において必要十分な数のアルコール検知器を購入・用意する必要があることから、その確実な実施を期するため、アルコール検知器の購入費用について自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価への円滑かつ適正な転嫁を図る必要がある。

２．自家用有償旅客運送における旅客から収受する対価の取扱いについて

アルコール検知器の購入費用を単純に自家用有償旅客運送の旅客から収受する対価に転嫁する場合（現行の対価にアルコール検知器購入費用相当分を単純に上乗せする場合等（注））については、運営協議会等における協議の手続きを書面等による協議に簡略化できることとする。運営協議会等を主宰する各地方公共団体の事務局から相談、問い合わせ等があった場合には、その旨を説明するなどにより周知を図ることとする。

（注）現行の対価にアルコール検知器の購入費用相当分を単純に上乗せする場合については、以下の算定式により算出することが基本となるが、各運行の実態等を踏まえ合理的な調整を行うことは差し支えない。（略）

(7) 乗務記録、保存 ▶ 運行管理の責任者の業務

- ・自家用有償旅客運送者は、運転者が乗務したときは、所定の事項を運転者ごとに記録させ、保存しなければなりません。

○乗務記録、保存

- ・右の事項を記録。
- ・記録は1年間保存。

[記載事項]

- ・運転者の氏名
- ・乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号
その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- ・乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- ・道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

○乗務記録（参考様式二／木）

（交通空白地有償運送）

※路線を定める場合

（施行規則第51条の2第2項） 参考様式第二号
（路線を定めて行う自家用有償旅客運送の場合）

乗 務 記 録

運転者の氏名		入庫キロ	
日 付		出庫キロ	
登録番号		乗務した距離	

番 号	運 送 系 統 名	開 始 地 点 (時刻)	主 な 経 過 地 点	終 了 地 点 (時刻)	備 考
1		(:)		(:)	
2		(:)		(:)	
3		(:)		(:)	
4		(:)		(:)	
5		(:)		(:)	

事故又は異常な状態が発生した場合の概要及び原因					

（交通空白地有償運送）

※区域を定める場合

（施行規則第51条の2第2項） 参考様式第二号
（運送の区域を定めて行う自家用有償旅客運送の場合）

乗 務 記 録

日 付		運 送 者 名		自動車登録番号	
-----	--	---------	--	---------	--

	発 地	主な経過地	着 地	運送に要した時間及び距離		収受した対価
				開 始	終 了	
1	()			:	:	円
2	()			:	:	円
3	()			:	:	円
4	()			:	:	円
5	()			:	:	円
6	()			:	:	円
7	()			:	:	円
8	()			:	:	円
9	()			:	:	円
10	()			:	:	円
11	()			:	:	円
12	()			:	:	円
13	()			:	:	円
計						円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因	

（福祉有償運送）

（施行規則第51条の2第2項） 参考様式第二号

乗 務 記 録

日 付		運 送 者 名		自動車登録番号	
-----	--	---------	--	---------	--

会 員 名	付 添 人	発 地	主な経過地	着 地	運送に要した時間及び距離		収受した対価
					開 始	終 了	
1	人	()			:	:	円
2	人	()			:	:	円
3	人	()			:	:	円
4	人	()			:	:	円
5	人	()			:	:	円
6	人	()			:	:	円
7	人	()			:	:	円
8	人	()			:	:	円
9	人	()			:	:	円
10	人	()			:	:	円
11	人	()			:	:	円
12	人	()			:	:	円
13	人	()			:	:	円
計	人						円

事故、著しい運行の遅延その他異常な状態が発生した場合の概要、原因	

道路運送法施行規則

(安全な運転のための確認等及び乗務記録)

第五十一条の二十二

4 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が乗務したときは、次に掲げる事項を運転者ごとに記録させ、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 乗務した自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 乗務の開始及び終了の地点及び日時並びに主な経過地点及び乗務した距離
- 四 道路交通法第六十七条第二項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）第二条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合にあつては、その概要及び原因

〔通達〕交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (7) 安全な運転のための確認等及び乗務記録の実施

④ 施行規則第51条の22第4項に定める運転者が乗務した場合の乗務記録は、参考様式第二／ホ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。運行委託を行っている運送者にあつては、受託者において確実に実施されるよう適切な措置を講ずるものとする。

自動車事故報告規則

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
イ～ト（略）
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第一百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなつたもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第一百七条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなつたもの
- 十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示したもの

(8) 運転者台帳及び運転者証 ▶ 運行管理の責任者の業務

- ・ 自家用有償旅客運送者は、運転者ごとに、所定の事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければなりません。
- ・ 自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、運転者を乗務させるときは、所定の事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければなりません。

○ 運転者台帳

- ・ 右の事項を記載。
 (「参考様式ホ／ヘ」を参考に作成)
- ・ 運転者でなくなった者の運転者台帳には、
 運転者でなくなった年月日、理由を記載し、
 2年間保存。

[記載事項]

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所
- 四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
 - イ 運転免許証の番号及び有効期限
 - ロ 運転免許の年月日及び種類
 - ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項
- 六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
- 七 運転者の健康状態

○ 運転者証

- ・ 右の事項を記載。
 (「参考様式ヘ／ト」を参考に作成)
- ・ 運転者証は、以下のいずれかにより掲示
 - 車内のダッシュボード付近に掲示
 - 所定の記載事項を記載した運送者の発行する身分証明書（ＩＤカードを含む。）を
 旅客に見やすいよう適切な方法で運転者が携行

[記載事項]

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 運転者の氏名
- 四 運転免許証の有効期限
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

○運転者台帳（参考様式木（交通空白）／＼（福祉））

(交通空白地有償運送)

(施行規則第51条の23関係)

参考様式第10号

自家用有償旅客運送者の名称	
作 成 番 号	
作 成 年 月 日	

運 転 者 台 帳

氏 名	生 年 月 日	自家用有償旅客運送の運転者となった日	そ の 他
住 所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

講 習 等 の 受 講 歴

道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受 講 年 月 日	講 習 等 の 名 称	備 考
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等（規則第51条の16第2項）
健 康 状 態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

(福祉有償運送)

[illegible]

○運転者証（参考様式へ（交通空白）／ト（福祉））

（交通空白地有償運送）

（福祉有償運送）

（施行規則第51条の23関係）

参考様式第へ号

写真

作成番号	
作成年月日	令和 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

（施行規則第51条の23関係）

参考様式第ト号

写真

作成番号	
作成年月日	令和 年 月 日

運 転 者 証

自家用有償旅客運送者の名称	
運 転 者 の 氏 名	
運 転 免 許 証 の 有 効 期 限	
道路運送法施行規則第51条の16第1項に掲げる要件	
道路運送法施行規則第51条の16第3項に掲げる要件	

団体の長の証明印

印

道路運送法施行規則

(運転者台帳及び運転者証)

第五十一条の二十三 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとに、次に掲げる事項を記載した運転者台帳を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名、生年月日及び住所
- 四 道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項
- イ 運転免許証の番号及び有効期限
- ロ 運転免許の年月日及び種類
- ハ 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項
- 六 事故を引き起こした場合又は道路交通法第百八条の三十四の規定による通知を受けた場合は、その概要
- 七 運転者の健康状態

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運転者が運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の運転者台帳に運転者でなくなった年月日及び理由を記載し、これを二年間保存しなければならない。

3 自家用有償旅客運送を行う特定非営利活動法人等は、自家用有償旅客運送自動車に運転者を乗務させるときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該運転者の写真をはり付けた運転者証を作成し、これを旅客に見やすいように表示し、又は当該自家用有償旅客運送自動車内に掲示しなければならない。

- 一 作成番号及び作成年月日
- 二 自家用有償旅客運送者の名称
- 三 運転者の氏名
- 四 運転免許証の有効期限
- 五 第五十一条の十六第一項及び第三項に規定する要件に係る事項

〔通達〕交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (8) 運転者台帳及び運転者証の整備

① 施行規則第51条の23第1項に定める、自家用有償旅客運送自動車の運転者ごとの運転者台帳は、参考様式第ホ号を参考として運送者において書式を定めるものとする。

② 特定非営利活動法人等が実施する場合における、施行規則第51条の23第3項に定める運転者証は、参考様式第ヘ号を参考として運送者において作成するとともに、作成した運転者証を車内のダッシュボード付近に掲示するか、同項に規定する作成番号及び作成年月日、運送者の名称、運転者の氏名、運転免許証の有効期間並びに施行規則第51条の16第1項に規定する運転者の要件として必要な講習等の修了等の必要事項を記載した運送者の発行する身分証明書（ＩＤカードを含む。）を旅客に見やすいよう適切な方法により運転者に携行させるものとする。

(9) 整備管理体制の整備（整備管理の責任者の選任等）

- ・ 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければなりません。

○整備管理の責任者を選任すること

- ・ **要件：**以下の使用の本拠となる事務所では、次のいずれかの要件を満たす者を選任すること

- ・ 乗車定員30人以上は1両以上の使用の本拠ごと
- ・ 乗車定員11人以上29人以下は2両以上の使用の本拠ごと

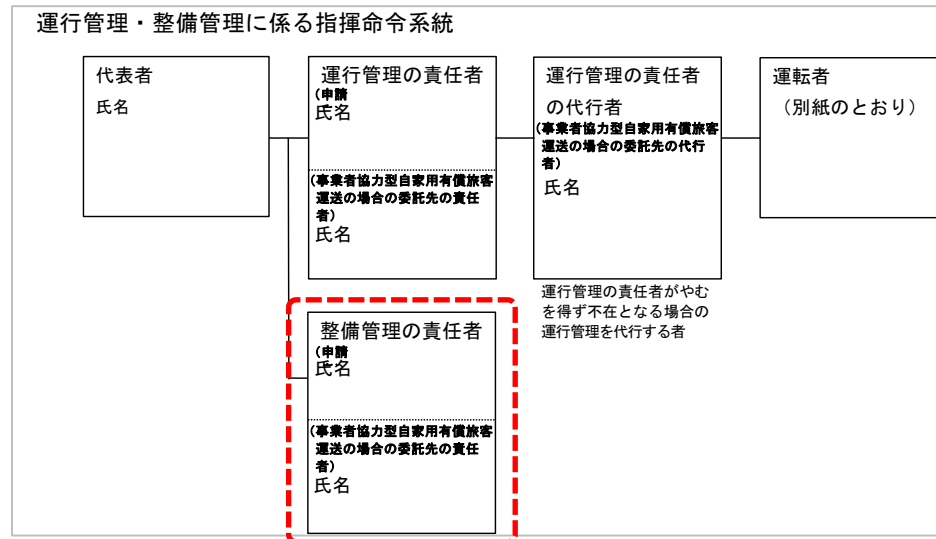


- 一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者
- 二 自動車整備士技能検定規則の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者
- 三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有する者

※上の使用の本拠とならない事務所では、要件は満たす必要はありませんが「整備管理の責任者」は選任しなければなりません。

○指揮命令系統

- 整備管理の責任者となる者を、以下の指揮命令系統図（申請書様式）に記載して、自家用有償旅客運送の登録の申請を行います。
（変更した場合、都度の手続きは不要ですが、次回更新登録時等に変更後の内容で申請してください。）



○その他

- 事業者協力型自家用有償旅客運送を行う場合は、当該協力事業者において、整備管理の責任者を選任する必要があります。

道路運送法施行規則

（整備管理）

第五十一条の二十四 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の点検及び整備の適切な実施を確保するため、自家用有償旅客運送自動車の整備管理の責任者の選任その他整備管理の体制の整備を行わなければならない。

〔通達〕交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

2. 登録の申請（3）添付書類⑧ 整備管理の責任者及び整備管理の体制を記載した書類

（略）また、事業者協力型自家用有償旅客運送にあつては、整備管理の責任者は、当該協力事業者が選任する者でなければならないものとする

道路運送車両法

（整備管理者）

第五十条 自動車の使用者は、自動車の点検及び整備並びに自動車庫庫の管理に関する事項を処理させるため、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とすると認められる車両総重量八トン以上の自動車その他の国土交通省令で定める自動車であつて国土交通省令で定める台数以上のものの使用の本拠ごとに、自動車の点検及び整備に関する実務の経験その他について国土交通省令で定める一定の要件を備える者のうちから、整備管理者を選任しなければならない。

2 前項の規定により整備管理者を選任しなければならない者（以下「大型自動車使用者等」という。）は、整備管理者に対し、その職務の執行に必要な権限を与えなければならない。

道路運送車両法施行規則

（整備管理者の選任）

第三十一条の三 法第五十条第一項の国土交通省令で定める自動車は、次の各号に掲げるものとし、同項の国土交通省令で定める台数は、当該各号に定める台数とする。

- 一 乗車定員十一人以上の自動車（次号に掲げる自動車を除く。） 一両
- 二 乗車定員十一人以上二十九人以下の自家用自動車（道路運送法第八十条第一項の許可に係るものを除く。） 二両
- 三 乗車定員十人以下で車両総重量八トン以上の自家用自動車及び乗車定員十人以下の自動車運送事業の用に供する自動車 五両
- 四 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車及び乗車定員十人以下で車両総重量八トン未満の自家用自動車であつて、第二号の許可に係るもの 十両

（整備管理者の資格）

第三十一条の四 法第五十条第一項の自動車の点検及び整備に関する実務経験その他について国土交通省令で定める一定の要件は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第五十三条に規定する命令により解任され、解任の日から二年（前条第一号又は第二号の規定の適用を受けて選任される整備管理者にあつては、五年）を経過しない者でないこととする。

- 一 整備の管理を行おうとする自動車と同種類の自動車の点検若しくは整備又は整備の管理に関して二年以上実務の経験を有し、地方運輸局長が行う研修を修了した者であること。
- 二 自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の規定による一級、二級又は三級の自動車整備士技能検定に合格した者であること。
- 三 前二号に掲げる技能と同等の技能として国土交通大臣が告示で定める基準以上の技能を有すること。

(10) 事故の対応に係る責任者の選任、記録、保存 ▶ 運行管理の責任者の業務

- ・ 自家用有償旅客運送者は、事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければなりません。
- ・ 自家用有償旅客運送者は、事故が発生した場合には、所定の事項を記録し、2年間保存しなければなりません。

○ 事故の対応に係る責任者を選任すること

- ・ 事故が発生した場合の対応に係る責任者を選任し、連絡体制を整備する必要があります。

○ 事故の記録

- ・ 右の事項を記載（「参考様式ト／チ」を参考に作成）。
- ・ 記録は2年間保存。

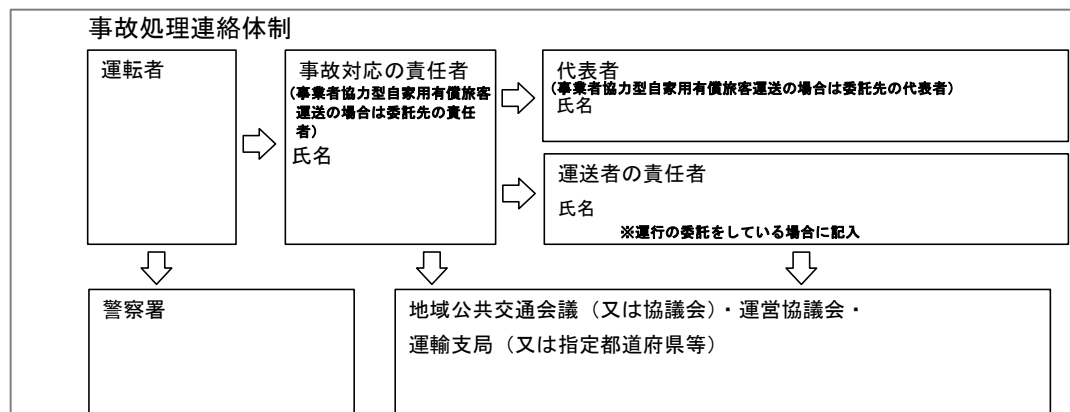
【記載事項】

- 一 運転者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

○ 事故処理連絡体制

- ・ 事故対応の責任者となる者等を、以下の事故処理連絡体制（申請書様式）に記載して、自家用有償旅客運送の登録の申請を行います。

（変更した場合、都度の手続きは不要ですが、次回更新登録時等に変更後の内容で申請してください。）



○事故の記録（参考様式ト／チ）

(施行規則第51条の25関係) 参考様式第ト号

事故の記録			
作成年月日		令和 年 月 日	
事務所名			
運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)
事故の発生場所			
事故の概要 (損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等)			
事故の原因			
再発防止対策			

自動車事故報告規則の報告様式

重大事故（死者又は重傷者を生じたもの等自動車事故報告規則2条に規定）があれば、以下様式で、管轄の運輸支局等に報告する必要があります。

別記様式（第3条関係） (表)

自動車事故報告書

国土交通大臣 殿

自動車の使用者の氏名又は名称 住所 電話番号

年 月 日 概出

発生日時	年 月 日 時 分	自動車登録番号又は車両番号	道路名
天候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他	自動車名又は道路名	
発生日場所	都道府県 市区町村 番地	自動車名又は道路名	
当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		自動車登録番号又は車両番号	
台当時の状況			
事故の概要			
事故の原因 (道路上の事故の場合は車種の区分を明らかにして開示すること。)			
台当時の位置			
台事故の原因			
台再発防止対策			
台備考			

別記様式（第3条関係） (裏)

自動車事故報告書

国土交通大臣 殿

自動車の使用者の氏名又は名称 住所 電話番号

年 月 日 概出

発生日時	年 月 日 時 分	自動車登録番号又は車両番号	道路名
天候	1晴れ 2曇 3雨 4雪 5霧 6その他	自動車名又は道路名	
発生日場所	都道府県 市区町村 番地	自動車名又は道路名	
当該自動車の使用の本拠の名称及び位置		自動車登録番号又は車両番号	
台当時の状況			
事故の概要			
事故の原因 (道路上の事故の場合は車種の区分を明らかにして開示すること。)			
台当時の位置			
台事故の原因			
台再発防止対策			
台備考			

(様式) <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/anzen/main1.html>

道路運送法施行規則

(事故の対応に係る責任者の選任等)

第五十一条の二十五 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合の対応に係る責任者の選任その他連絡体制の整備を行わなければならない。

2 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を事務所において二年間保存しなければならない。

- 一 運転者の氏名
- 二 自家用有償旅客運送自動車の自動車登録番号その他の当該自家用有償旅客運送自動車を識別できる表示
- 三 事故の発生日時
- 四 事故の発生場所
- 五 事故の当事者（運転者を除く。）の氏名
- 六 事故の概要（損害の程度を含む。）
- 七 事故の原因
- 八 再発防止対策

〔通達〕交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保（9）事故の場合の処置

施行規則第51条の25第2項に定める事故の記録は、参考様式第ト／チ号を参考として運送者において書式を定め実施するものとする。

自動車事故報告規則

(定義)

第二条 この省令で「事故」とは、次の各号のいずれかに該当する自動車の事故をいう。

- 一 自動車が転覆し、転落し、火災（積載物品の火災を含む。以下同じ。）を起こし、又は鉄道車両（軌道車両を含む。以下同じ。）と衝突し、若しくは接触したもの
- 二 十台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
- 三 死者又は重傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。以下同じ。）を生じたもの
- 四 十人以上の負傷者を生じたもの
- 五 自動車に積載された次に掲げるものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの
イ～ト（略）
- 六 自動車に積載されたコンテナが落下したもの
- 七 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に自動車損害賠償保障法施行令第五条第四号に掲げる傷害が生じたもの
- 八 酒気帯び運転（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第六十五条第一項の規定に違反する行為をいう。以下同じ。）、無免許運転（同法第六十四条の規定に違反する行為をいう。）、大型自動車等無資格運転（同法第八十五条第五項から第九項までの規定に違反する行為をいう。）又は麻薬等運転（同法第一百七条の二第一項第三号の罪に当たる行為をいう。）を伴うもの
- 九 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
- 十 救護義務違反（道路交通法第一百七十条の罪に当たる行為をいう。以下同じ。）があつたもの
- 十一 自動車の装置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項各号に掲げる装置をいう。）の故障（以下単に「故障」という。）により、自動車が運行できなくなったもの
- 十二 車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの（故障によるものに限る。）
- 十三 橋脚、架線その他の鉄道施設（鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設をいい、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道施設を含む。）を損傷し、三時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
- 十四 高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する高速自動車国道をいう。）又は自動車専用道路（道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の四に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。）において、三時間以上自動車の通行を禁止させたもの
- 十五 前各号に掲げるもののほか、自動車事故の発生を防止を図るために国土交通大臣（主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内において行われる自家用有償旅客運送に係るものの場合にあつては、当該指定都道府県等の長）が特に必要と認めて報告を指示したもの

自動車損害賠償保障法施行令

(保険会社の仮渡金の金額)

第五条 法第十七条第一項の仮渡金の金額は、死亡した者又は傷害を受けた者一人につき、次のとおりとする。

- 一 死亡した者 二百九十万円
- 二 次の傷害を受けた者 四十万円
 - イ 脊せき柱の骨折で脊せき髄を損傷したと認められる症状を有するもの
 - ロ 上腕又は前腕の骨折で合併症を有するもの
 - ハ 大腿たい又は下腿たいの骨折
 - ニ 内臓の破裂で腹膜炎を併発したもの
 - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの
- 三 次の傷害（前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 二十万円
 - イ 脊せき柱の骨折
 - ロ 上腕又は前腕の骨折
 - ハ 内臓の破裂
 - ニ 病院に入院することを要する傷害で、医師の治療を要する期間が三十日以上のもの
 - ホ 十四日以上病院に入院することを要する傷害
- 四 十一日以上医師の治療を要する傷害（第二号イからホまで及び前号イからホまでに掲げる傷害を除く。）を受けた者 五万円

(11) 損害を賠償するための措置

- ・自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、基準に適合するものを講じておかなければなりません。

○損害を賠償するために講じておくべき措置の基準

- ・対人8,000万円以上、対物200万円以上を限度額としててん補するものであること
- ・保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。
- ・自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。
- ・自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあっては、すべての自家用有償旅客運送自動車について契約を締結すること。

※市町村が行う自家用有償旅客運送にあってはこの限りでない

道路運送法施行規則

(損害を賠償するための措置)

第五十一条の二十六 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保(10) 損害賠償措置の実施

特定非営利活動法人等は、施行規則第51条の26に規定する損害賠償措置を講ずる場合にあっては、自家用有償旅客運送を行う場合においても、保険金の支払いが可能となるものを付保するものとし、登録後において、国土交通大臣が告示で定める保険金限度額を減じるなどの変更契約や正当な理由のない解約をしてはならないものとする。

【告示】 自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成18年9月29日）

道路運送法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十五号。以下「施行規則」という。）第五十一条の二十二の告示で定める基準は、次のいずれかの要件に該当するものとする。

一 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任保険契約を、保険業法（平成七年法律第百五号）に基づき損害賠償責任保険を営むことができる者と締結していること。ただし、市町村が行う自家用有償旅客運送にあつては、この限りでない。

イ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命又は身体の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、生命又は身体の損害を受けた者一人につき八千万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ロ 自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の財産（当該自家用有償旅客運送自動車を除く。）の損害を賠償することによって生ずる損失にあつては、一事故につき二百万円以上を限度額としててん補することを内容とするものであること。

ハ 保険期間中の保険金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

ニ 自家用有償旅客運送者の法令違反が原因の事故について補償が免責となっていないこと。

ホ 自家用有償旅客運送自動車の台数に応じて契約を締結する場合にあつては、すべての自家用有償旅客運送自動車について契約を締結すること。

二 次に掲げる要件に適合する損害賠償責任共済契約を、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）その他の法律に基づき損害賠償責任共済の事業を行う者と締結していること。ただし、市町村が行う自家用有償旅客運送にあつては、この限りでない。

イ 前号（ハを除く。）に掲げる要件に適合すること。

ロ 共済期間中の共済金支払額に一定割合の負担額その他の制限がないこと。

(12) 事務所・車内の掲示、車両の表示等

- ・自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し書面の提示その他適切な方法により説明しなければなりません。
- ・自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、自動車の両側面に、所定の事項を記載した標章を見やすいように表示しなければなりません。
- ・自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならない。
- ・自家用有償旅客運送を行う市町村は、自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

事務所	車内	車両
○旅客から収受する対価の公示 ・「事務所と車内への掲示等」又は「利用者への説明（対価等を記載した書面の掲示等）」 ・対価を変更するときも同様	○旅客から収受する対価の公示 ・「事務所と車内への掲示等」又は「利用者への説明（対価等を記載した書面の掲示等）」 ・対価を変更するときも同様	○自動車の表示 ・両側面に、以下を記載した標章を表示 - 一 名称 - 二 「有償運送車両」の文字 - 三 登録番号（大○交第○号など） ・標章は以下のとおりとする - 一 横書きであること。 - 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ5cm以上
	○車内の掲示 （市町村が行う自家用有償旅客運送のみ） ・市町村の名称 ・運転者の氏名	
	○登録証（写）車内への備え置き	

道路運送法施行規則

(旅客から収受する対価の公示等)

第五十一条の十四 自家用有償旅客運送者は、旅客から収受する対価を公示し、又はあらかじめ旅客に対し、書面の提示その他適切な方法により説明しなければならない。これを変更するときも同様とする。

2 前項の公示は、事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(自家用有償旅客運送自動車に関する表示等)

第五十一条の二十七 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、その自家用有償旅客運送自動車の両側面に、次に掲げる事項を記載した標章を見やすいように表示しなければならない。

- 一 名称
- 二 「有償運送車両」の文字
- 三 登録番号

2 前項の標章の記載は、次に掲げるところによらなければならない。

- 一 横書きであること。
- 二 各文字の大きさは同じとし、縦及び横それぞれ五センチメートル以上であること。

3 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送を行う場合には、登録証の写しを自家用有償旅客運送自動車に備えて置かなければならない。

(自家用有償旅客運送自動車内の掲示)

第五十一条の二十八 自家用有償旅客運送を行う市町村は、第五十一条の十四第一項の対価のほか、自家用有償旅客運送自動車内に、当該市町村の名称及び当該自家用有償旅客運送自動車の運転者の氏名を旅客に見やすいように掲示しなければならない。

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

3. 対価の公示等

旅客から収受する対価については、当該運送を実施する事務所及び自家用有償旅客運送自動車内において公衆に見やすいように掲示などして公示し、又は利用者に対し収受する対価等を記載した書面の提示その他適切な方法により説明をするものとする。対価の額を変更しようとする場合も同様とする。

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保

(11) 自動車に関する表示

① 施行規則第51条の27に規定する自動車に関する表示については、以下に掲げる事項を車体の両側面に表示するものとする。

文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとする。この場合の文字の大きさは、一文字の大きさが一辺5センチメートル以上とする。

また、運行委託先の事業者が保有する事業用自動車を持込む場合は、利用者に事業用自動車として運行しているものとの誤解を生じさせることのないよう適切に行うこと。

- (イ) 運送者の名称
- (ロ) 「有償運送車両」の文字
- (ハ) 登録番号

② 登録証の交付を受けた運送者は、登録証の写しを自動車に備えて置かなければならないものとする。

(12) 車内の掲示

市町村が実施する場合における、施行規則第51条の28に規定する自動車内の掲示については、運送者の名称及び運転者の氏名を旅客から見やすいように掲示するものとする。

道路運送法施行規則

（申請書に添付する書類）

第五十一条の三 法第七十九条の二第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一～十一 （略）

十二 特定非営利活動法人等が行う福祉有償運送にあつては、運送しようとする旅客の名簿

（旅客の名簿）

第五十一条の二十九 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等は、その運送サービスの提供を受ける旅客について、次に掲げる事項を記載した名簿を作成し、これを事務所に備えて置かなければならない。

- 一 氏名
- 二 住所
- 三 運送を必要とする理由
- 四 その他必要な事項

【通達】福祉有償運送の登録に関する処理方針について

2. 登録の申請（3）添付書類⑩ 運送しようとする旅客の名簿

施行規則第51条の3第12号に定める、運送しようとする旅客の名簿は、施行規則第51条の29各号に掲げる事項を記載した名簿又は会員の身体状況等の態様ごとの人数を記載した書類（参考様式第八号を参考として運送者において作成したものを含む。）のいずれかとする。

ただし、市町村が運送の主体である場合にあっては名簿の作成及び事務所へ備え置くことを要しない。

(14) 苦情処理の体制の整備、記録、保存

- ・自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければなりません。（氏名及び住所を明らかにしない者に対してはこの限りでない。）
- ・自家用有償旅客運送者は、苦情の申出を受け付けた場合、所定の事項を記録し、記録を整理して保存しなければなりません。

○苦情処理に係る責任者、担当者を選任すること

- ・苦情の申し出を受け付けた場合の対応に係る責任者、担当者を選任し、苦情処理体制を整備する必要があります。

○苦情処理の記録

- ・右の事項を記載（「参考様式八」を参考に作成）。
- ・記録は1年間保存。

[記載事項]

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

○苦情処理連絡体制

- ・苦情処理にかかる責任者、担当者となる者を、以下の苦情理体制（申請書様式）に記載して、自家用有償旅客運送の登録の申請を行います。
（変更した場合、都度の手続きは不要ですが、次回更新登録時等に変更後の内容で申請してください。）

苦情処理体制

苦情処理責任者

苦情処理担当者

○苦情処理簿（参考様式チ（交通空白）／リ（福祉））

(施行規則第51条の30関係) 参考様式第千号

苦 情 処 理 簿

事務所名
受 付 者

申告者	申 告 者	
	住 所	
	連 絡 先	
(申告内容)		
(原因究明の結果)		処理担当者：
(苦情に対する弁明の内容)		処理担当者：
(改善措置)		処理担当者：

道路運送法施行規則

(苦情処理)

第五十一条の三十 自家用有償旅客運送者は、苦情処理の体制を整備し、旅客に対する取扱いその他自家用有償旅客運送に関して苦情を申し出た者に対して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対しては、この限りでない。

2 自家用有償旅客運送者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

- 一 苦情の内容
- 二 原因究明の結果
- 三 苦情に対する弁明の内容
- 四 改善措置
- 五 苦情処理を担当した者

【通達】交通空白地有償運送／福祉有償運送 の登録に関する処理方針について

4. 輸送の安全及び旅客の利便の確保 (13) 苦情処理の体制の確保等

施行規則第51条の30第1項に定める苦情処理の体制については、様式第7号に記載するものとし、同条第2項に定める苦情処理の記録は、参考様式第チ／リ号を参考として運送者において書式を定め記録するものとする。

(15) 各種報告（事故報告、輸送実績報告書）

- ・ 自家用有償旅客運送者は、重大事故があった場合には30日以内に報告しなければなりません。また、社会的影響が大きい事故があった場合には、できる限り速やかに速報するよう努めなければなりません。
- ・ 自家用有償旅客運送者は、輸送実績報告書を毎年5月31日までに提出しなければなりません。

○事故報告

- ・ 重大事故があった日から30日以内に、管轄の運輸支局等に事故報告書を提出。
- ・ 報道、取材があったときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められるときは、電話等適当な方法により、できる限り速やかに、事故の概要を管轄の運輸支局等に速報するよう努める。

（様式） <https://www.tb.mlit.go.jp/kinki/anzen/main1.html>

○輸送実績報告書

- ・ 毎年5月末までに、前年4月1日から3月末までの輸送実績について、実績を管轄の運輸支局等に、輸送実績報告書を提出。

（様式） https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

自動車事故報告規則

（報告書の提出）

第三条 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。以下同じ。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者並びに道路運送車両法第五十条に規定する整備管理者を選任しなければならない自家用自動車の使用者（以下「事業者等」という。）は、その使用する自動車（自家用自動車（自家用有償旅客運送の用に供するものを除く。）にあつては、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。）について前条各号の事故があつた場合には、当該事故があつた日（前条第十号に掲げる事故にあつては事業者等が当該救護義務違反があつたことを知つた日、同条第十五号に掲げる事故にあつては当該指示があつた日）から三十日以内に、当該事故ごとに自動車事故報告書（別記様式による。以下「報告書」という。）三通を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（以下「運輸監理部長又は運輸支局長」という。）を経由して、国土交通大臣に提出しなければならない。

【告示】 自動車運送事業者等が引き起こした社会的影響が大きい事故の速報に関する告示（平成21年11月20日）

1 旅客自動車運送事業者、貨物自動車運送事業者（貨物軽自動車運送事業者を除く。）、特定第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送者は、その使用する自動車の事故に関し、報道機関による報道があつたとき又は取材を受けたときその他当該事故の社会的影響が大きいと認められるときは、電話、ファクシミリ装置その他適当な方法により、できる限り速やかに、その事故の概要を当該自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に速報するよう努めなければならない。

2 運輸監理部長又は運輸支局長は、前項の規定による速報を受けたときは、遅滞なく、地方運輸局長を経由して、国土交通大臣に進達しなければならない。

旅客自動車運送事業等報告規則

（自家用有償旅客運送の輸送実績報告書）

第二条の二 自家用有償旅客運送者は、自家用有償旅客運送に係る路線又は運送の区域が存する区域を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長（当該区域が主として指定都道府県等（道路運送法施行令（昭和二十六年政令第二百五十号）第四条第一項の指定都道府県等をいう。以下同じ。）の区域内にある場合にあつては、当該指定都道府県等の長）に、自家用有償旅客運送の種別ごとに第六号様式による輸送実績報告書を、毎年五月三十一日までに一通提出しなければならない。

2 前項の輸送実績報告書は、前年四月一日から三月三十一日までの期間に係るものとする。

R4改正④福祉有償運送の旅客の範囲にかかる協議に関する明確化

福祉有償運送の旅客の範囲の区分について、登録の申請日に該当者がいない区分でも、協議が調った場合は、申請が可能であることを明確化

(将来的に該当者となる旅客が見込まれる区分について、予め協議を行うことを想定)

通達「福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について」

2. 運送しようとする旅客の範囲について

(1) 申請日において該当する者がいない区分(処理方針2.(2)⑧(イ)後段)

福祉有償運送の必要性については、道路運送法施行規則第49条第2号イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、トの区分ごとに、旅客の障害の状況等の態様を踏まえて判断することが必要であるため、登録の申請日において該当する者がいない区分は申請することができないこととされているが、**地域公共交通会議等で協議が調っている場合においては、当該区分についても申請することができる。**

なお、区分の妥当性等については、地域公共交通会議等において、更新登録等の際に確認するものとする。

※赤文字が改正部分

【福祉有償運送の旅客の範囲の区分】(R2改正後)

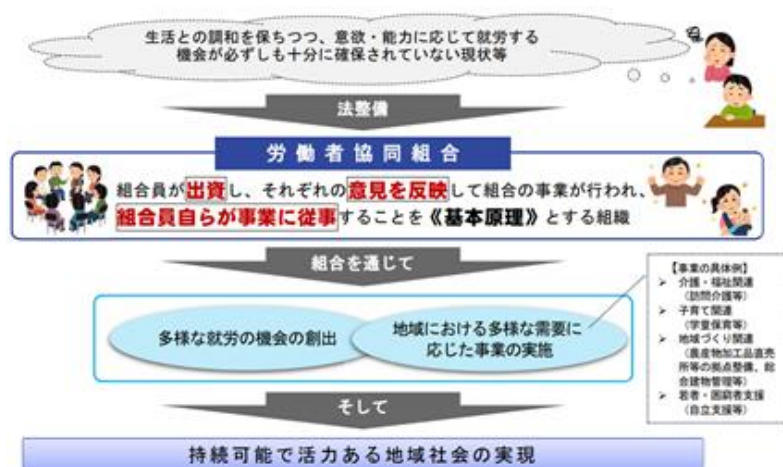
- イ. 身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者
- ロ. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条に規定する**精神障害者**
- ハ. 障害者の雇用の促進等に関する法律第二条第四号に規定する**知的障害者**
- ニ. 介護保険法第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている者
- ホ. 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者
- ヘ. 介護保険法施行規則第百四十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者(**基本チェックリスト該当者**)
- ト. その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他障害を有する者

R4改正⑤登録可能な団体の追加

自家用有償旅客運送の登録を受けることができる法人に「労働者共同組合」を追加

(労働者協同組合法)

労働者協同組合法について



(厚生労働省HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_14982.html

(自家用有償旅客運送の登録を受けることが可能な団体)

- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する) 認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 労働者協同組合 **R4改正⑤登録可能な団体の追加**
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない社団

・ 交通空白地
有償運送

・ 福祉有償運送

道路運送法施行規則

(法第七十八条第二号の者)

第四十八条 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 一般社団法人又は一般財団法人
- 二 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体
- 三 農業協同組合
- 四 消費生活協同組合
- 五 医療法人
- 六 社会福祉法人
- 七 商工会議所
- 八 商工会
- 九 労働者協同組合
- 十 営利を目的としない法人格を有しない社団であつて、代表者の定めがあり、かつ、当該代表者が法第七十九条の四第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しない者であるもの

申請書様式や参考様式は以下のHPに掲載されています。

(国土交通省HP) https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

交通空白地有償運送関係

- [交通空白地有償運送の登録に関する処理方針について](#) (令和2年国自旅第316号)
 - ・ 申請書等様式 **(Word)** → **登録申請書、届出書等の申請書様式ファイル**
 - ・ 参考様式 **(Excel)** → **安全な運転のための確認表、乗務記録等の参考様式ファイル**
- [地域公共交通会議及び運営協議会に関する国土交通省としての考え方について](#) (平成18年国自旅第161号)
- [自家用有償旅客運送制度の着実な取組みに向けての対応について](#) (平成23年国自旅第89号)
 - ・ [別添1 \(運営協議会における合意形成のあり方検討会報告書\)](#)
 - ・ [別添2 \(運営協議会運営マニュアル\)](#)
 - ・ 通達報告等 [通達報告等様式](#)

福祉有償運送関係

- [福祉有償運送の登録に関する処理方針について](#) (令和2年国自旅第317号)
 - ・ 申請書等様式 **(Word)** → **登録申請書、届出書等の申請書様式ファイル**
 - ・ 参考様式 **(Excel)** → **安全な運転のための確認表、乗務記録等の参考様式ファイル**
- [福祉有償運送に係る地域公共交通会議等における協議に当たっての留意点等について](#) (平成21年国自旅第35号)
- [福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて](#) (平成21年国自旅第83号)
- [「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」に係る特例的な運送を行った運送者に対する措置について](#) (平成21年7月22日事務連絡)

【お伝え事項】

①登録の有効期間を確認してください。
（次回の更新登録に関する協議のスケジュールを把握してください。）

②自動車検査の有効期間を確認してください。
（継続検査の受検予定を把握する体制を構築してください。）

③乗客の車内への置き去り防止を徹底してください。
（交通空白地有償運送の実施団体）

- ・運行終了後及び帰庫後に全座席の点検を実施する等車内への乗客の置き去りを防止するために必要な措置を改めて徹底し、現在の車内確認の実施方法について再点検すること。
- ・記確認や点検については、複数の人員で実施する等の確実な実施方法に加え、乗客の置き去り防止の観点から車庫内での車両の保管方法について検討すること。

④輸送実績報告書のメール提出にご協力ください。